

令和 4 年度

電 気 保 安 統 計

令和 6 年 3 月

令和 6 年 7 月修正

令和 7 年 3 月修正

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

＜令和 4 年度電気保安統計目次＞

I. 電気保安統計とは.....	1
II. 用語の解説.....	1
III. 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者.....	3
○各種集計表（令和 4 年度）	
第 1 表：電気事故件数総括表	5
第 2 表：水力発電所（水力設備） 事故被害数表	6
第 3 表：水力発電所（電気設備） 事故被害数表	7
第 4 表（1）：火力発電所（汽力設備） 事故被害数表	8
第 4 表（2）：火力発電所（ガスタービン設備） 事故被害数表	9
第 4 表（3）：火力発電所（内燃力設備） 事故被害数表	10
第 5 表：火力発電所（電気設備） 事故被害数表〔原動力別：汽力〕	11
第 5 表：火力発電所（電気設備） 事故被害数表〔原動力別：ガスタービン〕	12
第 5 表：火力発電所（電気設備） 事故被害数表〔原動力別：内燃力〕	13
第 5 表：火力発電所（電気設備） 事故被害数表〔原動力別：組合せ〕	14
第 6 表：太陽電池発電所 事故被害数表	15
第 7 表：風力発電所 事故被害数表	16
第 8 表：蓄電所 事故被害数表	17
第 9 表：変電所 事故被害数表	18
第 10 表：送電線路及び特別高圧配電線路事故件数表	19
第 11 表：高圧配電線路事故件数表	20
第 12 表（1）：電気火災事故及び感電死傷事故件数表	21
第 12 表（2）：電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数表	22
第 13 表：事故発生箇所別供給支障事故件数表	23
○過年度比較（平成 25 年度～令和 4 年度）	
推移第 1 表：電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者の 電気事故件数の推移（設備別）	24
推移第 2 表：電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者の 電気事故件数の推移（事故種類別）	25
推移第 3 表：電気供給支障事故の推移	26
推移第 4 表：電力設備別事故の推移	27
第 1 図：電気供給支障事故の推移	28
第 2-1 図：電力設備別事故率の推移（水力発電所）	29
第 2-2 図：電力設備別事故率の推移（火力発電所）	30
第 2-3 図：電力設備別事故率の推移（太陽電池発電所）	31
第 2-4 図：電力設備別事故率の推移（風力発電所）	32
第 2-5 図：電力設備別事故率の推移（変電所）	33
第 2-6 図：電力設備別事故率の推移（送電線路及び特別高圧配電線路）	34
第 2-7 図：電力設備別事故率の推移（高圧配電線路）	35
第 3 図：電気火災、感電死傷、電気工作物の破損等による 死傷・物損事故件数の推移	36

IV. 自家用電気工作物を設置する者	37
○各種集計表（令和 4 年度）	
第 1 表：自家用電気工作物詳報対象事故件数総括表	39
第 2 表（1）：感電死傷事故件数表	40
第 2 表（2）：感電以外の死傷事故件数表	42
第 3 表：電気火災事故件数表	43
第 4 表：電気工作物の破損等による物損事故件数表	44
第 5 表（1）：水力発電所（水力設備）の事故被害件数表	45
第 5 表（2）：水力発電所（電気設備）の事故被害件数表	48
第 6 表（1）：火力発電所（汽力設備）の事故被害件数表	50
第 6 表（2）：火力発電所（ガスタービン設備）の事故被害件数表	54
第 6 表（3）：火力発電所（内燃力設備）の事故被害件数表	56
第 6 表（4）：火力発電所（電気設備）の事故被害件数表 [原動力種別：汽力]	57
第 6 表（4）：火力発電所（電気設備）の事故被害件数表 [原動力種別：ガスタービン]	59
第 6 表（4）：火力発電所（電気設備）の事故被害件数表 [原動力種別：内燃力]	61
第 6 表（4）：火力発電所（電気設備）の事故被害件数表 [原動力種別：組合せ]	63
第 7 表：燃料電池発電所の事故被害件数表	65
第 8 表：太陽電池発電所の事故被害件数表	67
第 9 表：風力発電所の事故被害件数表	69
第 10 表：蓄電所の事故被害件数表	71
第 11 表：変電所の事故被害件数表	72
第 12 表：送電線路の事故被害件数表	74
第 13 表：需要設備（高圧）の事故被害件数表	75
第 14 表：需要設備における波及事故件数表 （被害箇所、地絡・短絡の要因、波及要因）	76
○過年度比較（平成 25 年度～令和 4 年度）	
推移第 1 表：自家用電気工作物を設置する者の 電気事故件数の推移（設備別）	78
推移第 2 表：自家用電気工作物を設置する者の 電気事故件数の推移（事故種類別）	79
第 1 図：太陽電池発電所事故件数の推移	80
第 2 図：風力発電所事故件数の推移	81
第 3 図：電気火災、感電死傷、電気工作物の破損等による 死傷・物損事故件数の推移	82
V. 小規模事業用電気工作物を設置する者	83
第 1 表：電気事故件数総括表	85
第 1 図：太陽電池発電設備の事故被害件数	85
第 2 図：風力発電設備の事故被害件数	85

I. 電気保安統計とは

電気保安統計は、電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 2 条（定期報告）の表第 4 号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成 24 年経済産業省令第 71 号）第 2 条（定期報告）に基づき電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者から経済産業大臣に提出された電気保安年報、電気関係報告規則第 3 条（事故報告）第 1 項に基づき自家用電気工作物を設置する者から経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書及び電気関係報告規則第 3 条の 2（事故報告）第 1 項に基づき小規模事業用電気工作物を設置する者から経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書を集計したものです。

本統計では、発電、変電、送電、配電又は電気の使用等のために設置する機械、器具、電線路といった電気工作物に関連して発生した事故について、設備や事故の種類などといった観点から集計を行い、電気保安統計として公表しています。

本統計を電気保安のご参考としてお役立ていただければ幸いです。

II. 用語の解説

- (1) 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者¹： 一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者（特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が 200 万 kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、10 万 kW）を超える者に限る。）をいう。
- (2) 自家用電気工作物を設置する者²： 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。具体的には、600 ボルトを超える電圧で受電する電気設備や、電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業の用に供さない一定出力以上の発電設備を設置する者をいう。
- (3) 小規模事業用電気工作物を設置する者： 電気事業法第 38 条第 3 項に規定されている小規模事業用電気工作物を設置する者をいう。具体的には、低圧で受電する出力 10 kW 以上 50 kW 未満の太陽電池発電設備及び出力 20 kW 未満の風力発電設備を設置する者をいう。
- (4) 電気火災事故： 発電機、電線路、変圧器、配線等に漏電、短絡、せん絡等の電氣的異常状態が発生し、それによる発熱、発火が原因で、建造物、車両その他の工作物（電気工作物を除く。）、山林等に火災が発生した事故（工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る。）をいう。
- (5) 感電死傷事故： 充電している電気工作物や、当該箇所からの漏電又は誘導によって充電された工作物等に体が触れたり、あるいは電気工作物に接近してせん絡を起こしたりすることで、体内に電流が

¹ 平成 29 年度電気保安統計までは「事業用電気工作物設置者」、令和 2 年度及び令和 3 年度電気保安統計では「電気事業法第 38 条第 3 項各号に掲げる事業を営む者」と表記しておりました。

² 平成 29 年度電気保安統計までは、「自家用電気工作物設置者」と表記しておりました。

流れ、又はアークが発生し、直接それが原因で死傷（アークによる火傷等も含む。）した事故又は電撃のショックで心臓麻痺を起こしたり、体の自由を失って高所から墜落したりすることなどにより死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）をいう。

- (6) 電気工作物の破損事故： 電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなる事又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止した事故をいう。
- (7) 供給支障事故： 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の使用者（当該電気工作物を管理する者を除く。）に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限する事故をいう。ただし、電路が自動的に再閉路され電気が再び供給された場合を除く。
- (8) 発電支障事故： 発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなる事故をいう。
- (9) 放電支障事故： 蓄電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなる事故をいう。
- (10) 波及事故： 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者に供給支障を発生させた事故をいう。ただし、一般送配電事業又は配電事業の用に供する配電線路等が自動的に再閉路に成功した場合を除く。
- (11) 電気事業法第 106 条に基づくその他の事故報告： 電気関係報告規則第 3 条第 1 項に掲げる事故以外に経済産業大臣又は産業保安監督部長により電気事業法第 106 条の規定に基づき報告を求められた事故をいう。
- (12) 重大事故： 人命や公衆に多大な被害が生じた事故であって、以下の要件に該当する事故をいう。
 - ①死者 1 名以上のもの
 - ②重傷者 2 名以上のもの
 - ③重傷者 1 名以上かつ負傷者 3 名以上のもの
 - ④負傷者 6 名以上のもの
 - ⑤爆発・火災等により多大な物的被害が生じたもの
- (13) 旧電気事業者： 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）の施行前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者をいう。具体的には、旧電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）、第 4 号に規定する卸電気事業者（以下「旧卸電気事業者」という。）、第 6 号に規定する特定電気事業者及び第 8 号に規定する特定規模電気事業者をいう。

Ⅲ. 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者

ここでは、電気関係報告規則第 2 条（定期報告）の表第 4 号に基づき、令和 5 年 3 月時点で電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者から提出された電気保安年報を各表に沿って集計表としてまとめています。

また、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行に伴い、事業者の定義に変更が生じています。過年度比較については、平成 27 年度までのデータとの比較ができるよう、電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者の中から、旧電気事業者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者に該当する者のデータを使って比較を行っています。

なお、周波数、電圧及び停電の実績については、電力広域的運営推進機関が公表している「電気の質に関する報告書」³の記載を参照ください。

1. 集計表の概要

- (1) 第 1 表は、各種発電所、蓄電所、変電所、送配電設備において発生した事故を供給支障の有無と事故種類別にまとめたものです。
- (2) 第 2 表から第 11 表は、各種発電所、蓄電所、変電所、送配電設備において発生した事故で被害のあった設備や部品を事故の原因別にまとめたものです。
- (3) 第 12 表 (1) 及び第 12 表 (2) は、電気火災事故、感電死傷事故、電気工作物の破損等による死傷・物損事故について、被害のあった設備を原因別にまとめたものです。また、死傷事故については死傷者の属性別にまとめています。
- (4) 第 13 表は供給支障事故を規模別にまとめています。

2. 過年度比較の概要

(1) 全体概況

令和 4 年度の電気事故件数は 14,980 件（第 1 表）です。事故発生箇所で最多の箇所は「高圧配電線路（架空）」（13,856 件）で、全体の 92.5%を占めています。以下、「送電線路及び特別高圧配電線路（架空）」（371 件）、「他社事故波及（被害なし）」（361 件）、「高圧配電線路（地中）」（213 件）、「変電所」（78 件）と続きます。

(2) 電気の供給支障事故

令和 4 年度の供給支障事故件数は 14,817 件（第 1 表）であり、前年度の事故件数 11,674 件に比べ 3,143 件増加しました。供給支障事故件数 14,817 件のうち大半を占めるのは、例年と同じく「高圧配電線路（架空）」における事故で 13,849 件あり、その半数以上が電気工作物の破損による事故で 10,848 件発生しています。つまり、令和 4 年度の供給支障事故のうち、73.2%が「高圧配電線路（架空）」の設備破損に伴う事故です。

次に、過年度の旧一般電気事業者における供給支障事故件数及び供給支障事故率（年間需要電力量 1 億 kWh 当たりの供給支障事故件数）の推移を推移第 3 表及び第 1 図に示します。供給支障事故率は、1.70 件/億 kWh であり、前年度の供給支障事故率 1.32 件/億 kWh に比べ 0.38 件/億 kWh の増

³ https://www.occto.or.jp/houkokusho/2023/2023_nenjihoukokusho.html

加となっています（推移第 3 表）。

(3) 電力設備の破損事故

旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者における電力設備の破損事故件数及びその事故率を推移第 4 表及び第 2-1 図から第 2-7 図に示します。

設備別にみると、「太陽電池発電所」、「原子力発電所」、「送電線路及び特別高圧配電線路（架空）」及び「高圧配電線路（架空及び地中）」の事故率が前年度に比べ増加していますが、その他の設備の事故率は横ばい又は減少となっています。

最も事故件数の多い「高圧配電線路（架空）」の破損事故件数は 10,846 件（推移第 4 表）であり、前年度の 8,322 件に比べ 2,524 件増加しました。

(4) 感電死傷事故

感電死傷事故件数は 12 件です（推移第 2 表及び第 3 図）。前年度の 14 件に比べ 2 件減少しました。

(5) 電気火災事故

電気火災事故件数は 6 件です（推移第 2 表及び第 3 図）。前年度の 7 件に比べ 1 件減少しました。

(6) 電気工作物の破損等による死傷・物損事故

電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数は 3 件です（推移第 2 表及び第 3 図）。前年度の 8 件に比べ 5 件減少しました。

(7) 重大事故

電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者における重大事故は、令和 4 年度に 4 件発生しました。

	発生月	設備の種類	事故概要
①	5 月	高圧配電線路	変電所の変圧器内部を確認中に開閉器に接触した作業員が感電死。
②	8 月	高圧配電線路	電線に倒れている竹の伐採作業中に、作業員 1 名が高圧線に接触し、感電死。
③	9 月	送電線路	街路樹の剪定作業員が特高線に接触し、感電により 1 名死亡、1 名負傷。
④	12 月	高圧配電線路	高圧架空電線に、工事現場のクレーンが接触し、クレーンの吊り下げていた鉄板に接触した作業員 1 名が感電死。

第1表 電気事故件数総括表

令和4年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

事故の種類 供給支障		電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等 による死傷・物損			電気工作物の破損						供給 支障 (被害 なし)	発電支障又は 放電支障				電気事業法第106条 に基づくその他の 事故報告			事故総件数		
											主要電気工作物			その他の工作物													
事故発生箇所		有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	有	無	計	有	無	計	有	無	計	
発電所	水力											31	31		6	6			2	2					38	38	
	火力										1	9	10	3	3	6	16		10	10		1	1	20	13	33	
	燃料電池																										
	太陽電池													1	7	8								1	7	8	
	風力																										
	原子力											2	2											2	2		
	計										1	42	43	4	16	20	16		12	12		1	1	21	60	81	
蓄電所																											
変電所		1		1							1	3	4	24	18	42	32							57	21	78	
配電線路 （送電線、 電線、高圧 線、及び 配電線）	架空					4	4					1	1	118	58	176	191							309	62	371	
	地中													8	7	15	1							9	7	16	
	計					4	4					1	1	126	65	191	192							318	69	387	
高圧配電線路	架空	1	3	4	1	3	4		2	2				10,848		10,848	3,001							13,849	7	13,856	
	地中					3	3							209		209	1							210	3	213	
	計	1	3	4	1	6	7		2	2				11,057		11,057	3,002							14,059	10	14,069	
低圧配電線路			1	1		1	1		1	1														3	3		
需要設備																	1							1	1		
他社事故波及 (被害なし)																	361							361		361	
合計		2	4	6	1	11	12		3	3	2	46	48	11,211	99	11,310	3,604		12	12		1	1	14,817	163	14,980	
(再掲) 他社事故 波及	電気事業者																17							17		17	
	自家用電気工作物 を設置する者													1		1	344							345		345	

- (備考)
- 1 発電支障事故及び放電支障事故は、電気関係報告規則第3条に規定する事故について記載すること。
 - 2 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
 - 3 「電気事業法第106条に基づくその他の事故報告」とは、電気関係報告規則第3条に掲げる事故以外に大臣又は産業保安監督部長により法第106条の規定に基づき報告を求められた事故のことをいう。

第2表 水力発電所（水力設備）事故被害数表

令和4年度 (電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社		
貯水池・調整池																				
ダム										4										4
取水設備					2	1				1										4
沈砂池											1									1
導水路					1	1				4	2									8
ヘッドタンク・サージタンク																				
水圧管路																				
放水路										2										2
水車	制水弁・制水門					1														1
	案内羽根		1																	1
	ランナー																		1	1
	ノズル																			
	バケット																			
	ケーシング																			
	吸出管																			
	主軸																			
	軸受				1															1
	調速装置				3														3	6
	制圧機																			
	圧油・潤滑油装置																			
	継手																			
	自動制御装置																			
計			1		4	1													4	10
給排水装置										1										1
揚水発電所の揚水用ポンプ																				
小水車																				
建物																				
その他					1															1
合計			1		8	3				12	3								4	31

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第3表 水力発電所（電気設備）事故被害数表

令和4年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

原因 被害箇所		設備不備		保守不備	自 然 災 害							故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計	
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社				他 社
発 電 機	電 機 子 巻 線				2														1		3
	界 磁 巻 線																				
	軸 受																				
	励 磁 装 置				1															1	2
	そ の 他																				
	計				3														1	1	5
主 要 変 圧 器	巻 線																				
	ブ ッ シ ン グ																				
	冷 却 装 置																				
	電 圧 調 整 装 置																				
	そ の 他																				
	計																				
調 相 機																					
接 地 装 置																					
避 雷 器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油 入 遮 断 器																					
がいし型遮断器																					
空 気 遮 断 器																					
磁 気 遮 断 器																					
ガ ス 遮 断 器																				1	1
そ の 他 遮 断 器																					
開 閉 器																					
断 路 器																					
所 内 変 圧 器																					
起 動 用 変 圧 器																					
非常用予備発電装置																					
計 器 用 変 成 器								1													1
計 器 ・ 継 電 器 類																					
主 要 回 路																					
補 助 回 路																					
制 御 回 路																					
制 御 電 源 装 置																					
そ の 他																					
合 計					3			1											1	2	7

（備考）本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失		他物接触		他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
燃料設備 (石炭)	運搬設備																				
	その他			1																	1
	計			1																	1
燃料設備 (重油・原油)	貯蔵設備																				
	運搬設備																				
	その他																				
	計																				
燃料設備 (液化ガス)	貯蔵設備																				
	運搬設備																				
	その他																				
	計																				
燃料設備 (その他ガス)	貯蔵設備																				
	運搬設備																				
	その他																				
	計																				
その他の燃料設備																					
燃焼用機器																					
灰じん輸送装置																					
給水設備	給水ポンプ																				
	給水・ホィー水処理設備																				
	その他																				
	計																				
熱交換器																					
配管設備	主蒸気管・主給水管			1																	1
	蒸気だめ																				
	その他			1																1	2
	計			2																1	3
ボイラー	胴・管寄せ																				
	水管																				
	過熱器																			1	1
	再熱器			1	1																2
	火炉			1																	1
	節炭器																				
	その他																				
	計			2	1															1	4
独立過熱器																					
蒸気貯蔵器																					
独立節炭器																					
空気予熱器																					
通風設備	通風機																				
	その他																				
	計																				
空気・ガス圧縮設備	空気圧縮機・空気だめ																				
	ガス圧縮機・ガスだめ																				
	その他																				
	計																				
ばい煙処理設備																					
排水処理設備																					
廃棄物焼却炉																					
蒸気井																					
タービン	ケーシング																				
	隔板・円板・羽根																				
	主軸																				
	軸受																				
	調速装置																				
	潤滑油装置																				
	その他																				
	計																				
復水設備	復水器																		1		1
	ポンプ																				
	その他																				
	計																		1		1
冷却搭・冷却水路																					
自動制御装置																					
建物																					
その他																					
合計				5	1														1	2	9

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表（2） 火力発電所（ガスタービン設備）事故被害数表

令和4年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

原因 被害箇所		設 備 不 備		保 守 不 備		自 然 災 害						故 意 ・ 過 失		他 物 接 触		他 事 故 波 及		燃 料 不 良	そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社				
燃 料 設 備	貯 蔵 設 備																				
	運 搬 設 備																				
	そ の 他																				
	計																				
燃 焼 用 機 器																					
熱 交 換 器																					
配 管 設 備																					
作 動 用 空 気 加 熱 器																					
燃 焼 用 空 気 予 熱 器																					
ガ ス 発 生 機																					
通 風 設 備																					
空 気 ・ ガ ス ・ 設 備	空 気 圧 縮 機 ・ 空 気 だ め																				
	ガ ス 圧 縮 機 ・ ガ ス だ め																				
	そ の 他																				
	計																				
ガ ス ・ タ ー ビ ン	ケ ー シ ン グ																				
	隔 板 ・ 円 板 ・ 羽 根																				
	主 軸																				
	軸 受																				
	調 速 装 置																				
	潤 滑 油 装 置																				
	そ の 他			1																	1
計			1																	1	
自 動 制 御 装 置																					
建 物																					
そ の 他				1																	1
合 計				2																	2

（備考）本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表（3） 火力発電所（内燃力設備）事故被害数表

令和4年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失		他物接触		他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
燃料設備																					
内 燃 機 関	機関本体				1																1
	調速装置																				
	潤滑油装置																			1	1
	その他																				
	計				1															1	2
空気だめ・空気圧縮機																					
通風設備																					
冷却水設備					1																1
自動制御装置																					
建物																					
その他																					
合計					2															1	3

（備考）本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表〔原動力種別：汽力〕

令和4年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自 然 災 害						故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社		
発 電 機	電 機 子 巻 線																			
	界 磁 巻 線																			
	軸 受																			
	励 磁 装 置																			
	そ の 他																			
	計																			
主 要 変 圧 器	巻 線																			
	ブ ッ シ ン グ																			
	冷 却 装 置								1											1
	電 圧 調 整 装 置																			
	そ の 他																			
	計								1											1
調 相 機																				
接 地 装 置																				
避 雷 器																				
電力用コンデンサー																				
分 路 リ ア ク ト ル																				
誘 導 電 圧 調 整 器																				
負 荷 時 電 圧 調 整 器																				
油 入 遮 断 器																				
が い し 型 遮 断 器																				
空 気 遮 断 器																				
磁 気 遮 断 器																				
ガ ス 遮 断 器																				
そ の 他 遮 断 器																				
開 閉 器																				
断 路 器																				
所 内 変 圧 器																				
起 動 用 変 圧 器																				
非 常 用 予 備 発 電 装 置																				
計 器 用 変 成 器																				
計 器 ・ 継 電 器 類																				
主 要 回 路																				
補 助 回 路																				
制 御 回 路																				
制 御 電 源 装 置																				
そ の 他																				
合 計									1											1

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表〔原動力種別：ガスタービン〕

令和4年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自 然 災 害						故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社		
発 電 機	電 機 子 巻 線																			
	界 磁 巻 線																			
	軸 受																			
	励 磁 装 置																			
	そ の 他																			
	計																			
主 要 変 圧 器	巻 線																			
	ブ ッ シ ン グ																			
	冷 却 装 置																			
	電 圧 調 整 装 置																			
	そ の 他																			
	計																			
調 相 機																				
接 地 装 置																				
避 雷 器																				
電 力 用 コ ン デ ン サ ー																				
分 路 リ ア ク ト ル																				
誘 導 電 圧 調 整 器																				
負 荷 時 電 圧 調 整 器																				
油 入 遮 断 器																				
が い し 型 遮 断 器																				
空 気 遮 断 器																				
磁 気 遮 断 器																				
ガ ス 遮 断 器																				
そ の 他 遮 断 器																				
開 閉 器																				
断 路 器																				
所 内 変 圧 器																				
起 動 用 変 圧 器																				
非 常 用 予 備 発 電 装 置																				
計 器 用 変 成 器																				
計 器 ・ 継 電 器 類																				
主 要 回 路																				
補 助 回 路																				
制 御 回 路																				
制 御 電 源 装 置																				
そ の 他																				
合 計																				

（備考）本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表〔原動力種別：内燃力〕

令和4年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自 然 災 害						故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社		
発 電 機	電 機 子 巻 線																			
	界 磁 巻 線																			
	軸 受																			
	励 磁 装 置																			
	そ の 他																			
	計																			
主 要 変 圧 器	巻 線																			
	ブ ッ シ ン グ																			
	冷 却 装 置																			
	電 圧 調 整 装 置																			
	そ の 他																			
	計																			
調 相 機																				
接 地 装 置																				
避 雷 器																				
電 力 用 コ ン デ ン サ ー																				
分 路 リ ア ク ト ル																				
誘 導 電 圧 調 整 器																				
負 荷 時 電 圧 調 整 器																				
油 入 遮 断 器																				
が い し 型 遮 断 器																				
空 気 遮 断 器																				
磁 気 遮 断 器																				
ガ ス 遮 断 器																				
そ の 他 遮 断 器					1															1
開 閉 器																				
断 路 器																				
所 内 変 圧 器																				
起 動 用 変 圧 器																				
非 常 用 予 備 発 電 装 置																				
計 器 用 変 成 器																				
計 器 ・ 継 電 器 類																				
主 要 回 路																				
補 助 回 路																				
制 御 回 路																				
制 御 電 源 装 置																				
そ の 他																				
合 計					1															1

（備考）本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表〔原動力種別：組合せ〕

令和4年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自 然 災 害						故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社		
発 電 機	電 機 子 巻 線																			
	界 磁 巻 線																			
	軸 受																			
	励 磁 装 置																			
	そ の 他																			
	計																			
主 要 変 圧 器	巻 線																			
	ブ ッ シ ン グ																			
	冷 却 装 置																			
	電 圧 調 整 装 置																			
	そ の 他																			
	計																			
調 相 機																				
接 地 装 置																				
避 雷 器																				
電 力 用 コ ン デ ン サ ー																				
分 路 リ ア ク ト ル																				
誘 導 電 圧 調 整 器																				
負 荷 時 電 圧 調 整 器																				
油 入 遮 断 器																				
が い し 型 遮 断 器																				
空 気 遮 断 器																				
磁 気 遮 断 器																				
ガ ス 遮 断 器																				
そ の 他 遮 断 器																				
開 閉 器																				
断 路 器																				
所 内 変 圧 器																				
起 動 用 変 圧 器																				
非 常 用 予 備 発 電 装 置																				
計 器 用 変 成 器																				
計 器 ・ 継 電 器 類																				
主 要 回 路																				
補 助 回 路																				
制 御 回 路																				
制 御 電 源 装 置																				
そ の 他																				
合 計																				

（備考）本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第6表 太陽電池発電所 事故被害数表

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

令和4年度

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然現象						故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社		
太陽電池																				
主要変圧器	巻線																			
	ブッシング																			
	冷却装置																			
	電圧調整装置																			
	その他																			
	計																			
調相機																				
接地装置																				
避雷器																				
電力用コンデンサー																				
分路リアクトル																				
限流リアクトル																				
誘導電圧調整器																				
負荷時電圧調整器																				
負荷時電圧位相調整器																				
周波数変換機器																				
整流機器																				
逆変換装置																				
油入遮断器																				
がいし型遮断器																				
空気遮断器																				
磁気遮断器																				
ガス遮断器																				
その他遮断器																				
開閉器																				
断路器																				
所内変圧器																				
起動用変圧器																				
非常用予備発電装置																				
計器用変成器																				
計器・継電器類																				
主要回路													2							2
補助回路																				
制御回路					1															1
制御電源装置																				
集電箱																				
その他					5															5
合計					6								2							8

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第7表 風力発電所 事故被害数表

令和4年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然現象						故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社		
発電機	電機子巻線																			
	界磁巻線																			
	軸受																			
	励磁装置																			
	その他																			
	計																			
主要変圧器	巻線																			
	ブッシング																			
	冷却装置																			
	電圧調整装置																			
	その他																			
風力機関	計																			
	ブレード																			
	増速器																			
	ハブ																			
	主軸																			
	支持物																			
その他	その他																			
	計																			
	調相機																			
	接地装置																			
	避雷器																			
	電力用コンデンサー																			
	分路リアクトル																			
	限流リアクトル																			
	誘導電圧調整器																			
	負荷時電圧調整器																			
	負荷時電圧位相調整器																			
	周波数変換機器																			
	整流機器																			
	逆変換装置																			
	油入遮断器																			
	がいし型遮断器																			
	空気遮断器																			
	磁気遮断器																			
	ガス遮断器																			
	その他遮断器																			
	開閉器																			
	断路器																			
	所内変圧器																			
	起動用変圧器																			
	非常用予備発電装置																			
	計器用変成器																			
	計器・継電器類																			
	主要回路																			
	補助回路																			
	制御回路																			
	制御電源装置																			
	その他																			
	合計																			

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第8表 蓄電所 事故被害数表

令和4年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然現象						故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社		
主要変圧器	巻線																			
	ブッシング																			
	冷却装置																			
	電圧調整装置																			
	その他																			
	計																			
調相機																				
接地装置																				
避雷器																				
電力用コンデンサー																				
分路リアクトル																				
限流リアクトル																				
誘導電圧調整器																				
負荷時電圧調整器																				
負荷時電圧位相調整器																				
周波数変換機器																				
整流機器																				
逆変換装置																				
油入遮断器																				
がいし型遮断器																				
空気遮断器																				
磁気遮断器																				
ガス遮断器																				
その他遮断器																				
開閉器																				
断路器																				
電力貯蔵装置																				
所内変圧器																				
起動用変圧器																				
非常用予備発電装置																				
計器用変成器																				
計器・継電器類																				
主要回路																				
補助回路																				
制御回路																				
制御電源装置																				
集電箱																				
その他																				
合計																				

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第9表 変電所 事故被害数表

令和4年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自 然 災 害							故意・過失		他物接触		他事故波及		火 災	そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社				
主 要 変 圧 器	巻 線				1			3														4
	ブ ッ シ ン グ				1																	1
	冷 却 装 置																					
	電 圧 調 整 装 置	5	1																			6
	そ の 他	1			1																	2
	計	6	1		3			3														13
周 波 数 変 換 機 器	変 圧 器																					
	バ ル ブ																					
	制 御 装 置																					
	直 流 リ ア ク ト ル																					
	高 周 波 フ ィ ル タ																					
	計																					
調 相 機																				1		1
接 地 装 置																						
避 雷 器					1			1														2
電力用コンデンサー					1																	1
分路リアクトル					1															1		2
誘導電圧調整器																						
負荷時電圧調整器																						
油 入 遮 断 器															1							1
がいし型遮断器																						
空 気 遮 断 器																						
磁 気 遮 断 器																						
ガ ス 遮 断 器								4												2	1	7
そ の 他 遮 断 器					1	1				2		1										5
開 閉 器			1		1																	2
断 路 器								1														1
電 力 貯 蔵 装 置													1									1
所 内 変 圧 器					1																	1
計 器 用 変 成 器					1											1						2
計 器 ・ 継 電 器 類													1									1
主 要 回 路		1			1	1										2						5
補 助 回 路																						
制 御 回 路				1									2								1	4
制 御 電 源 装 置																						
建 物																						
そ の 他		1		1																		2
合 計		8	2	2	11	2		9		2		1	4		1	3				4	2	51

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第 1 0 表 送電線路及び特別高圧配電線路事故件数表

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 事故状況			全 事 故 件 数	百 分 率 (%)	原 因													別							合 計	電圧別 (kV)							
					設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失			他物接触			他事故波及		火 災	そ の 他		不 明	5 5 以下	6 6 ・ 7 7	1 1 0 ・ 1 5 4	1 8 7 ・ 2 2 0 ・ 2 7 5	5 0 0 以上		
					製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	伐 木	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	そ の 他 の 他 物 接 触	自 社										他 社	
全 事 故 件 数			387		4	1	15	10	55	56	66		2	3		4	24	1	59	41	12			2	2	30	387	252	122	11	2		
架 空 電 路	架 空 線 事 故 件 数		371	95.9	4		13	7	55	56	66		2	3		1	20	1	59	41	12				2	29	371	248	112	9	2		
	百 分 率 (%)		100		1.1		3.5	1.9	14.8	15.1	17.8		0.5	0.8		0.3	5.4	0.3	15.9	11.1	3.2				0.5	7.8	100	66.8	30.2	2.4	0.5		
	工 作 物 被 害 箇 所	支 持 物	鉄 塔	2	0.5					1			1														2		2				
			鉄筋コンクリート	1	0.3				1																		1	1					
			鉄 柱																														
			木 柱																														
		腕 木		8	2.2				5	1							1	1								8	5	3					
		が い し	懸 垂	13	3.5			3	1		6							1	1	1							13	2	10		1		
			ピ ン	21	5.7		1		4		11									3	1				1	21	19	2					
		電 線		117	31.5	1	5	1	30	26	3		1			14		23	4	5				1	3	117	74	40	3				
		電 線 及 び が い し	懸 垂																														
			ピ ン	1	0.3														1							1		1					
		架 空 地 線		2	0.5				1		1															2	2						
		開 閉 装 置		5	1.3	2					1			2												5	5						
		そ の 他		7	1.9	1		1	2	1	1									1						7	7						
		被 害 な し		194	52.3			6	1	12	28	43		1		1	6		33	32	5				1	25	194	133	54	6	1		
	線 路	事 故 の 種 類	一 線 接 地	214	57.7	4		10	6	39	12	31					17	1	28	34	12					20	214	155	53	6			
			相 間 短 絡	89	24.0			1		10	32	11		2	1		2		23	2					5	89	55	33	1				
			接 地 短 絡	28	7.5					4	17			2					3	2						28	9	16	1	2			
			断 線	16	4.3					4	7	1							3						1	16	7	9					
そ の 他			24	6.5			2	1	2	1	6				1	1		2	3					2	3	24	22	1	1				
電 圧 別 (kV)	55以下		248	66.8	4		13	4	53	18	44		2	1			1		51	31	4				2	20	248						
	66・77		112	30.2				3	2	37	18			2			18	1	7	9	6				9	112							
	110・154		9	2.4						1	3					1	1			1	2					9							
	187・220・275		2	0.5							1								1							2							
	500以上																																
	地 中 電 路	地 中 線 事 故 件 数		16	4.1		1	2	3							3	4							2		1	16	4	10	2			
百 分 率 (%)		100			6.3	12.5	18.8							18.8	25.0							12.5		6.3	100	25.0	62.5	12.5					
被 工 害 作 箇 所		ケ ー ブ ル	12	75.0			1	3							2	4							2			12	3	8	1				
		接 続 箱	1	6.3			1																			1			1				
		ケ ー ブ ル ヘ ッ ド	2	12.5		1																			1	2		2					
		そ の 他	1	6.3											1											1	1						
事 故 の 種 類		一 線 接 地	14	87.5		1	2	3							2	4							1		1	14	3	9	2				
		相 間 短 絡																															
		接 地 短 絡																															
		断 線																															
	そ の 他	2	12.5											1								1			2	1	1						
電 圧 別 (kV)	55以下		4	25.0			1								1	1						1			4								
	66・77		10	62.5		1	2							2	3							1		1	10								
	110・154		2	12.5			2																		2								
	187・220・275																																
	500以上																																

(備考) 1. 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。
2. 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第 1 1 表 高圧配電線路事故件数表

令和4年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所			設備不備		保守不備			自然災害						故意・過失			他物接触			他事故波及		火災	その他	不明	合計	百分率（％）		
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	伐木	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	自社						他社	
架空電線路	支持物	鉄塔						1																1	0.0			
		鉄筋コンクリート柱		1	2	1		68	38			9	60			107	4	66		2					358	2.6		
		鉄柱						8	5				1			1	1	15							31	0.2		
		木柱						1	3									1							5	0.0		
	腕木				5	11		93	37			1	1		4	3	63	2					1		221	1.6		
	がいし		27	4	24	46		102	7	93				4		1	2	55	38	13				2	2	420	3.0	
	電線		8	141	680	272	1	2,665	768	483	5	1	54	33	7	87	68	1,938	218	93	2	4	31	104	32	7,695	55.6	
	変圧器		20	6	57	74	8	26	3	202				5	1	3		19	25	14			4	12	18	497	3.6	
	開閉器類	開閉器	54	5	29	96	1	23	7	306					6			5	41	4	1				13	33	624	4.5
		断路器				1		1		3																	5	0.0
		がいし型開閉器	22	17	170	80		7	2	29				10				11	2	3	1				12	5	371	2.7
	電力用コンデンサー									1									1								2	0.0
	避雷器		1	2	10	30		17	1	119								1	15	1				1	1	199	1.4	
	その他		4	10	27	56	1	53	13	99	1			2	8	7		38	29	5	2	3	2	39	20	419	3.0	
	被害なし		24	13	214	42	5	524	196	182	3		7	10	60	26	4	503	422	42			17	77	630	3,001	21.7	
計		160	199	1,218	709	16	3,588	1,081	1,517	9	10	123	65	82	236	82	2,715	793	177	6	7	54	261	741	13,849	100		
百分率（％）		1.2	1.4	8.8	5.1	0.1	25.9	7.8	11.0	0.1	0.1	0.9	0.5	0.6	1.7	0.6	19.6	5.7	1.3	0.0	0.1	0.4	1.9	5.4	100			
地中電線路	ケーブル		20	4	4	28		3		1				2		27					1		1	6	5	102	48.8	
	接続箱		4	1	4	9				1						12					1		2	2	2	38	18.2	
	ケーブルヘッド			1	4	16		5	1									1	1							29	13.9	
	その他			1	1	6			1	3					5	9		2	2	2				3	5	40	19.1	
	計		24	7	13	59		8	2	5				2	5	48		2	3	3	2		3	11	12	209	100	
	百分率（％）		11.5	3.3	6.2	28.2		3.8	1.0	2.4				1.0	2.4	23.0		1.0	1.4	1.4	1.0		1.4	5.3	5.7	100		
合計			184	206	1,231	768	16	3,596	1,083	1,522	9	10	123	67	87	284	82	2,717	796	180	8	7	57	272	753	14,058		

- (備考) 1. 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。
2. 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第12表(1) 電気火災事故及び感電死傷事故件数表

令和4年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

[illegible]

(備考) 1. 同時に2名以上感電した場合は、死亡又は負傷程度の大きい方の項に件数を計上し、該当するそれぞれの項に()で死傷者数を記載すること。

2. 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。

3. 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。

4. 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第12表（2） 電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数表

種別 原因別 事故発生箇所		電気工作物の破損等による死傷事故																														電気工作物の破損等による物損事故							総計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		作業者															公衆																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		従業員										その他										死亡					負傷					死亡					負傷					死亡					負傷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		死亡					負傷					計	死亡					負傷					計	合	計	百分率（％）	死亡					負傷					計	合		計	百分率（％）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他		小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損					電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による						その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による	気物作の第三者による	その他	小計	計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作による被害者による

（備考） 1．同時に2名以上感電した場合は、死亡又は負傷程度の大きい方の項に件数を計上し、該当するそれぞれの項に（ ）で死傷者数を記載すること。

2．需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。

3．百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。

4．本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第 1 3 表 事故発生箇所別供給支障事故件数表

令和4年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

供給支障 事故発生箇所		10分未満				10分以上30分未満				30分以上1時間未満				1時間以上3時間未満				3時間以上				総 件 数	主 要 供給支 障事故 件 数 (再掲)
		7,000kW 未 満	7,000kW 以 上 70,000kW 未 満	70,000kW 以 上 100,000kW 未 満	100,000kW 以 上	7,000kW 未 満	7,000kW 以 上 70,000kW 未 満	70,000kW 以 上 100,000kW 未 満	100,000kW 以 上	7,000kW 未 満	7,000kW 以 上 70,000kW 未 満	70,000kW 以 上 100,000kW 未 満	100,000kW 以 上	7,000kW 未 満	7,000kW 以 上 70,000kW 未 満	70,000kW 以 上 100,000kW 未 満	100,000kW 以 上	7,000kW 未 満	7,000kW 以 上 70,000kW 未 満	70,000kW 以 上 100,000kW 未 満	100,000kW 以 上		
発 電 所	水 力																						
	火 力	3				12	1				2						2					20	
	燃 料 電 池																						
	太 陽 電 池													1								1	
	風 力																						
	計	3				12	1				2			1				2				21	
蓄 電 所																							
変 電 所		23	7			4	4			1	1			8	3			6				57	3
送 電 線 路 及 び 特 別 高 圧 配 電 線 路	架 空	112	16	1	1	39	6		1	24	4		1	32	1			67	3	1		309	7
	地 中		2			1					1			1				2	2			9	1
	計	112	18	1	1	40	6		1	24	5		1	33	1			69	5	1		318	8
高 圧 配 電 線 路	架 空	839				1,039				1,020				5,040				5,911				13,849	
	地 中	23				18				23				64				82				210	
	計	862				1,057				1,043				5,104				5,993				14,059	
低 圧 配 電 線 路																							
需 要 設 備																		1				1	
他社事故波及(被害なし)		15				15	1			67				201				62				361	
合 計		1,015	25	1	1	1,128	12		1	1,135	8		1	5,347	4			6,133	5	1		14,817	11
他 社 事 故 波 及 (再 掲)	電 気 事 業 者	6				5	1			1				2				2				17	
	自家用電気工作物を設置する者	9				10				67				199				60				345	

- (備考) 1. 主要供給支障事故とは、電気関係報告規則第3条の規定に基づき報告した供給支障事故をいう。
2. 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
3. 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

**推移第1表 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者の
電気事故件数の推移（設備別）**

年度 事故発生箇所		H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
発電所	水 力	101	65	68	80	76	59	56	33	41	38
	火 力	63	76	57	61	39	43	30	40	48	33
	燃 料 電 池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	太 陽 電 池	2	3	1	5	6	3	2	2	1	8
	風 力	3	1	4	4	0	5	4	0	2	0
	原 子 力	0	0	1	2	0	5	2	1	1	2
	計	169	145	131	152	121	115	94	76	93	81
蓄 電 所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
変 電 所		79	65	72	92	67	90	77	67	93	78
送電線路 及び 特別高圧 配電線路	架 空	362	224	236	262	317	447	283	319	303	371
	地 中	29	25	28	24	26	21	27	16	34	16
	計	391	249	264	286	343	468	310	335	337	387
高 圧 配電線路	架 空	11,932	11,542	10,375	10,241	12,686	20,733	13,966	13,553	10,782	13,856
	地 中	199	189	199	215	216	265	228	202	201	213
	計	12,131	11,731	10,574	10,456	12,902	20,998	14,194	13,755	10,983	14,069
低 圧 配 電 線 路		0	2	3	1	5	4	4	2	3	3
需 要 設 備		1	0	1	0	0	2	7	6	1	1
他 社 事 故 波 及 (被 害 な し)		475	460	333	315	343	359	372	277	322	361
合 計		13,246	12,652	11,378	11,302	13,781	22,036	15,058	14,518	11,832	14,980
他 社 事 故 波 及 (再 掲)	電 気 事 業 者	9	20	2	16	15	19	18	17	12	17
	自家用電気工作 物を設置する者	468	440	331	299	329	344	357	261	314	345

（備考）

1. 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者（電気事業者）は、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者（特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が200万kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、10万kW）を超える者に限る。）をいう。
2. 平成27年度までの電気事業者（旧電気事業者）は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を指す。
3. 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。

推移第2表 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者の
電気事故件数の推移（事故種類別）

事故の種類 供給支障	電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等による死傷・物損			電気工作物の破損						供給支障 (被害なし)	発電支障又は放電支障			電気事業法第106条に基づくその他の事故報告			事故総件数		
										主要電気工作物			その他の工作物												
年度	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	有	無	計	有	無	計	有	無	計
H25	1	1	2	1	12	13	1	2	3	2	57	59	9,605	112	9,717	3,419	1	48	49	0	0	0	13,027	219	13,246
26	1	3	4	4	10	14	1	5	6	5	47	52	9,057	97	9,154	3,401	1	51	52	0	2	2	12,463	189	12,652
27	1	1	2	2	14	16	0	4	4	2	44	46	8,382	91	8,473	2,809	2	57	59	0	2	2	11,192	186	11,378
28	1	2	3	1	11	12	0	2	2	12	79	91	8,325	88	8,413	2,776	0	30	30	0	0	0	11,113	189	11,302
29	0	2	2	5	12	17	0	4	4	0	32	32	10,171	122	10,293	3,435	0	6	6	0	1	1	13,609	172	13,781
30	1	3	4	3	8	11	1	3	4	4	53	57	14,223	91	14,314	7,646	0	12	12	0	1	1	21,874	162	22,036
R1	3	13	16	3	12	15	0	0	0	13	43	56	11,252	92	11,344	3,628	0	11	11	2,066	1	2,067	14,896	162	15,058
2	5	11	16	2	16	18	0	0	0	1	35	36	11,100	76	11,176	3,276	0	12	12	0	1	1	14,379	139	14,518
3	1	6	7	4	10	14	1	7	8	2	53	55	8,653	83	8,736	3,016	0	16	16	1	0	1	11,674	158	11,832
4	2	4	6	1	11	12	0	3	3	2	46	48	11,211	99	11,310	3,604	0	12	12	0	1	1	14,817	163	14,980

（備考）

1. 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者（電気事業者）は、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者（特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が200万kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、10万kW）を超える者に限る。）をいう。
2. 平成27年度までの電気事業者（旧電気事業者）は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を指す。

推移第3表 電気供給支障事故の推移
(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者)

項目 \ 年度	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
供給支障事故件数（件）	13,026	12,461	11,190	11,112	13,608	21,872	14,895	14,374	11,670	14,813
供給支障事故率（件／億kWh）	1.39	1.35	1.24	1.25	1.51	2.44	1.70	1.66	1.32	1.70
年間需要電力量（億kWh）	9,388	9,227	9,041	8,905	9,009	8,965	8,784	8,678	8,852	8,700

(備考)

1. 供給支障事故率は、年間需要電力量当たり（億kWh）の事故件数である。
2. 年間需要電力量は、「電力需給及び電力系統に関する概況」（電力広域的運営推進機関）から引用した。
3. 令和元年度以前に発行した電気保安統計（以下「従前の電気保安統計」という）においては、電力調査統計
電力需要実績（経済産業省資源エネルギー庁）の「みなし小売電気事業者等」から年間需要電力量を引用した。
従前の電気保安統計では、旧一般電気事業者以外が供給（販売）した電力量が年間需要電力量に含まれておらず、令和2年度以降の電気保安統計では含まれている。そのため、従前の電気保安統計と令和2年度以降の電気保安統計において、年間需要電力量及び供給支障事故率に差異が生じている。
4. 旧一般電気事業者は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）施行前の電気事業者（一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者）の一部である。

推移第4表 電力設備別事故の推移（上欄：事故件数・下欄：事故率）
（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

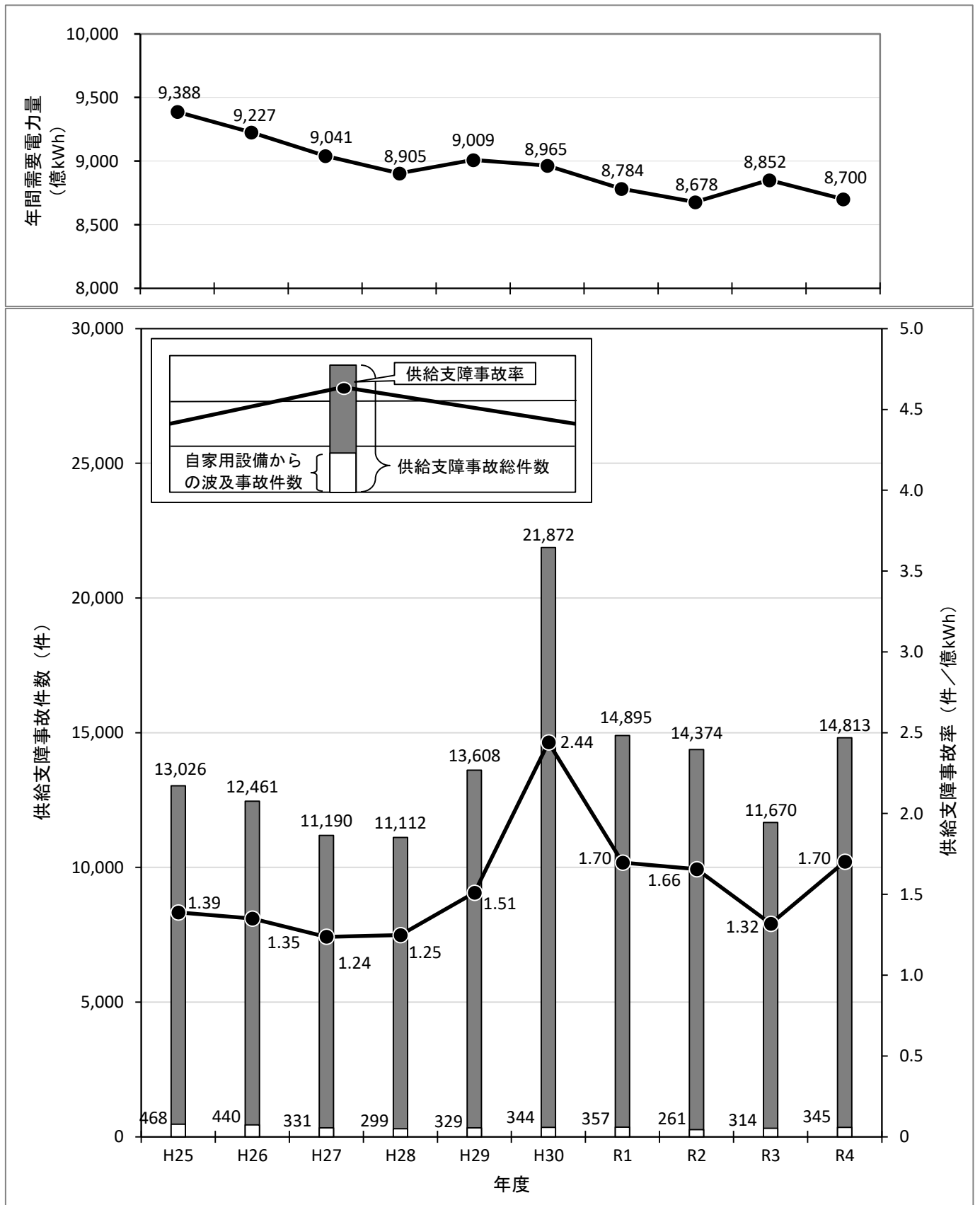
年度 設備別		H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
水 力 発 電 所		70	54	42	67	68	50	55	33	39	37
		1.57	1.19	0.92	1.46	1.48	1.09	1.20	0.72	0.85	0.81
火 力 発 電 所		33	34	26	35	15	18	16	18	21	16
		0.24	0.24	0.19	0.25	0.11	0.13	0.12	0.14	0.16	0.13
太陽電池発電所		1	2	0	5	6	3	2	2	1	4
		15.3	25.6	0.0	65.3	76.6	39.8	26.5	26.5	13.3	44.6
風 力 発 電 所		3	1	4	4	0	5	4	0	0	0
		95.4	33.8	80.7	87.1	0.0	99.4	88.2	0.0	0.0	0.0
原子力発電所		0	0	1	2	0	4	2	1	1	2
		0.00	0.00	0.02	0.05	0.00	0.11	0.06	0.03	0.03	0.06
変 電 所		45	37	45	52	37	46	39	37	48	46
		0.05	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05
送電線路 及び 特別高圧 配電線路	架 空	126	103	98	96	131	150	146	140	125	176
		0.14	0.11	0.11	0.11	0.15	0.17	0.16	0.15	0.14	0.19
	地 中	28	24	27	22	25	20	26	16	34	15
		0.19	0.16	0.18	0.14	0.16	0.13	0.17	0.10	0.22	0.10
高 圧 配 電 線 路	架 空	9,273	8,759	8,076	8,006	9,828	13,812	10,885	10,760	8,322	10,846
		1.34	1.26	1.16	1.14	1.40	1.96	1.54	1.52	1.17	1.52
	地 中	195	189	198	215	215	263	225	200	200	209
		0.31	0.30	0.31	0.33	0.33	0.40	0.34	0.30	0.30	0.31

（備考）

1. 本表の事故件数は、電気工作物の破損に係る件数である。
2. 発電所は、出力100万kW当たりの事故率である。
3. 変電所は、出力100万kVA当たりの事故率である。
4. 送電線路、特別高圧配電線路、高圧架空配電線路は亘長100km当たりの事故率である。（高圧地中配電線路は、延長100km当たりの事故率）
5. 旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）施行前の電気事業者（一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者）の一部である。

第1図 電気供給支障事故の推移

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者)

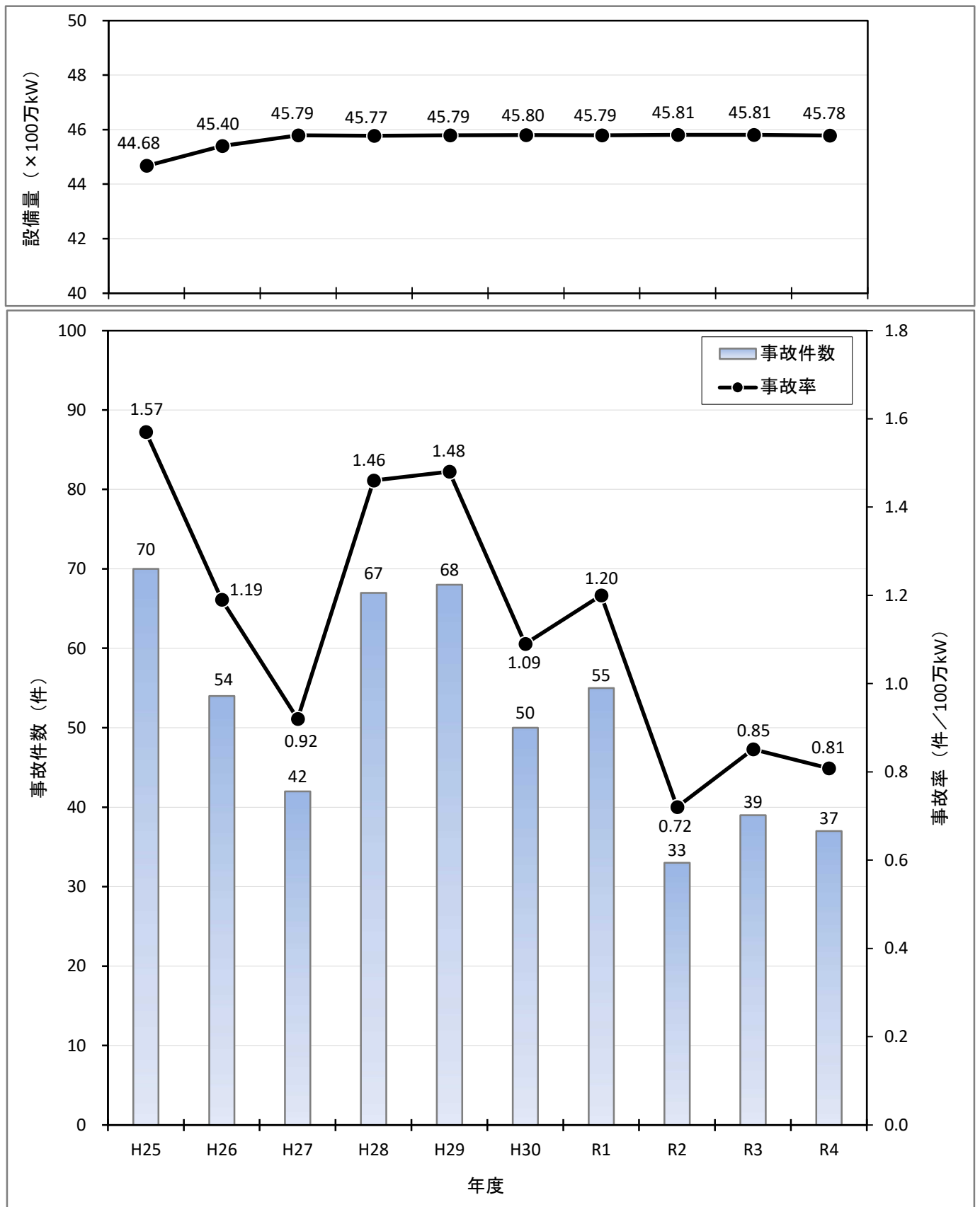


(備考)

1. 供給支障事故率は、年間需要電力量当たり (億kWh) の事故件数である。
2. 年間需要電力量は、「電力需給及び電力系統に関する概況」(電力広域的運営推進機関) から引用した。
3. 令和元年度以前に発行した電気保安統計 (以下「従前の電気保安統計」という) においては、電力調査統計 電力需要実績 (経済産業省資源エネルギー庁) の「みなし小売電気事業者等」から年間需要電力量を引用した。従前の電気保安統計では、旧一般電気事業者以外が供給 (販売) した電力量が年間需要電力量に含まれておらず、令和2年度以降の電気保安統計では含まれている。そのため、従前の電気保安統計と令和2年度以降の電気保安統計において、年間需要電力量及び供給支障事故率に差異が生じている。

第2-1図 電力設備別事故率の推移（水力発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

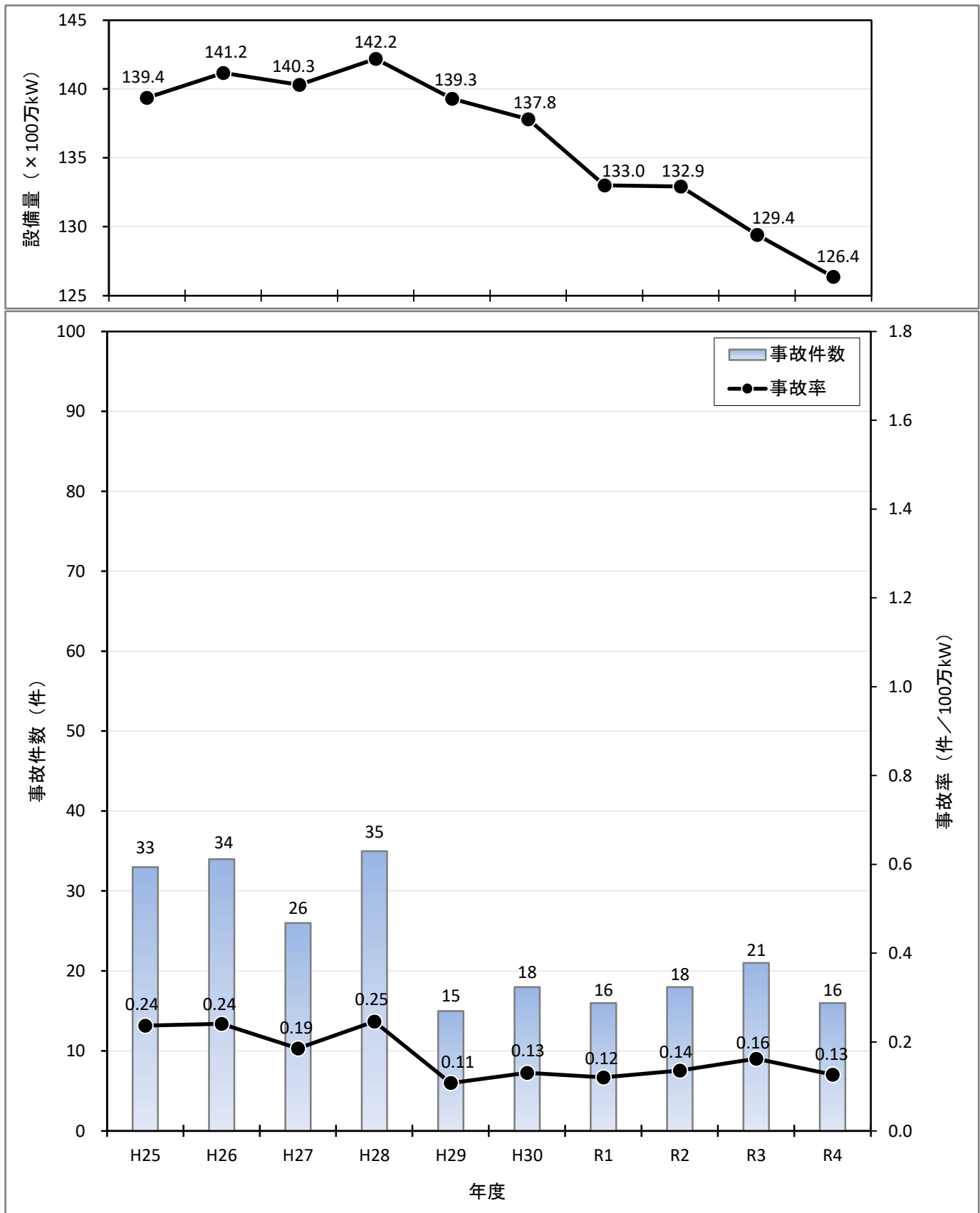


（備考）

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計 電気事業者の発電所数、出力（経済産業省資源エネルギー庁）から引用した。

第2-2図 電力設備別事故率の推移（火力発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

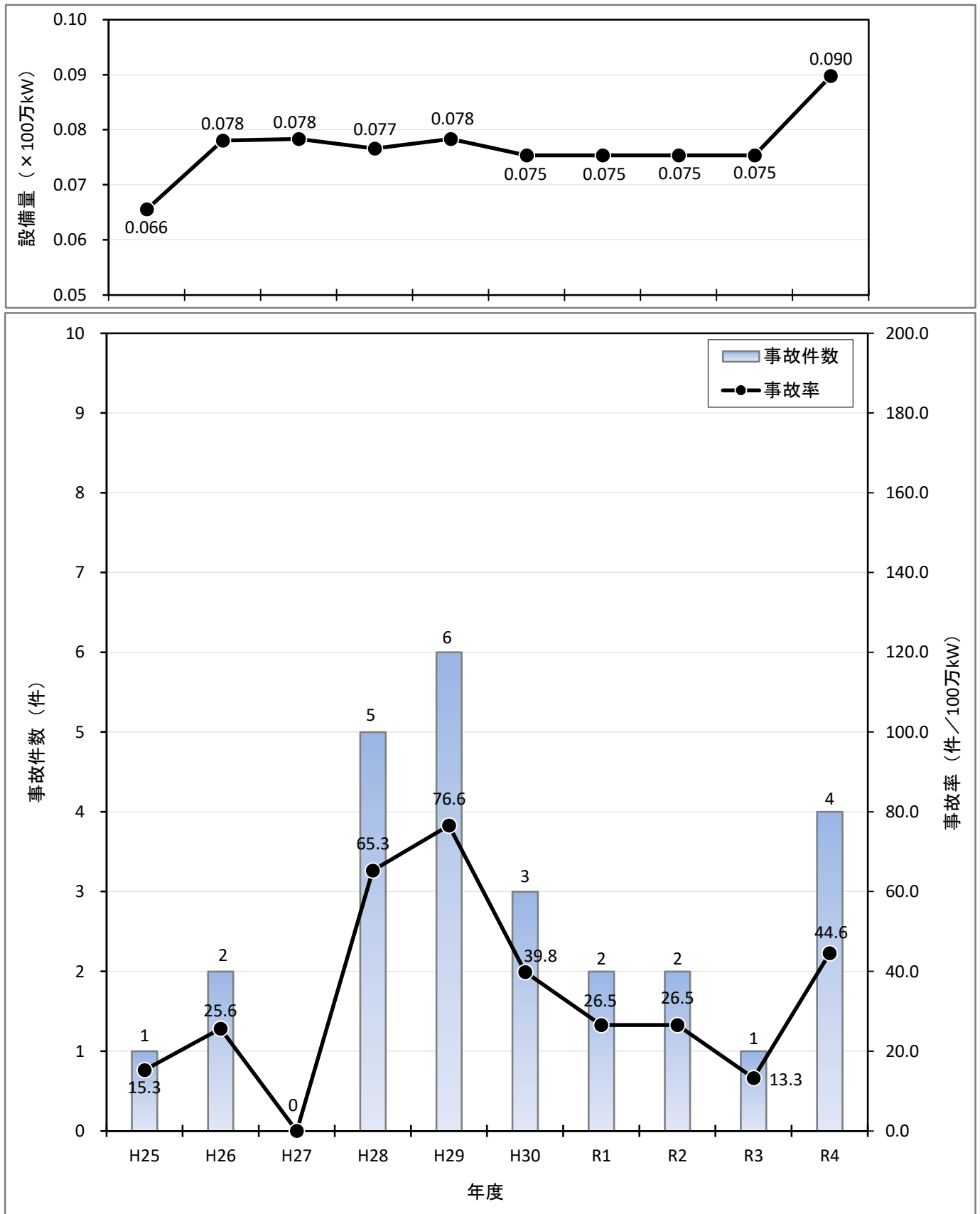


（備考）

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計 電気事業者の発電所数、出力（経済産業省資源エネルギー庁）から引用した。

第2-3図 電力設備別事故率の推移（太陽電池発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

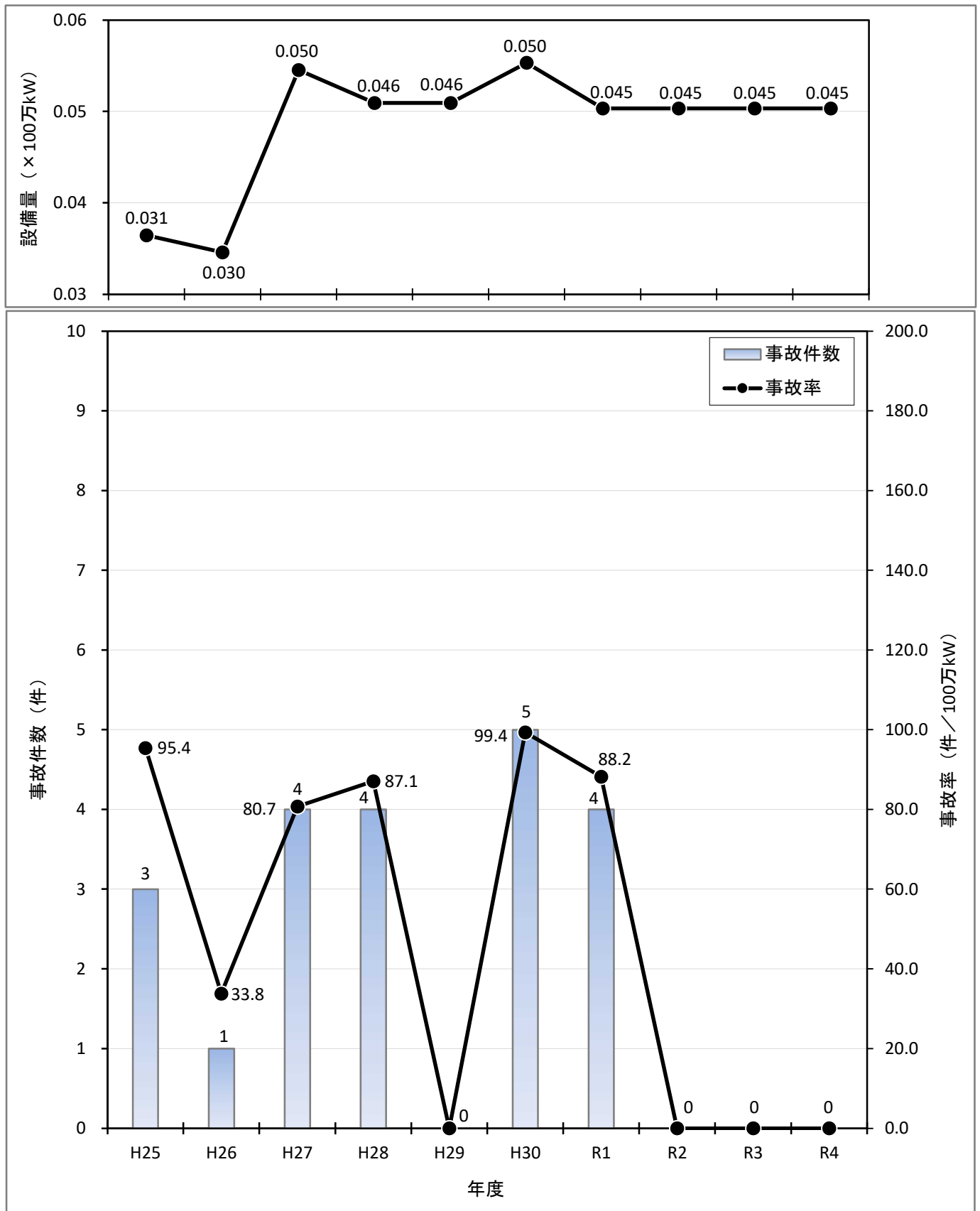


（備考）

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計 電気事業者の発電所数、出力（経済産業省資源エネルギー庁）から引用した。

第2-4図 電力設備別事故率の推移（風力発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

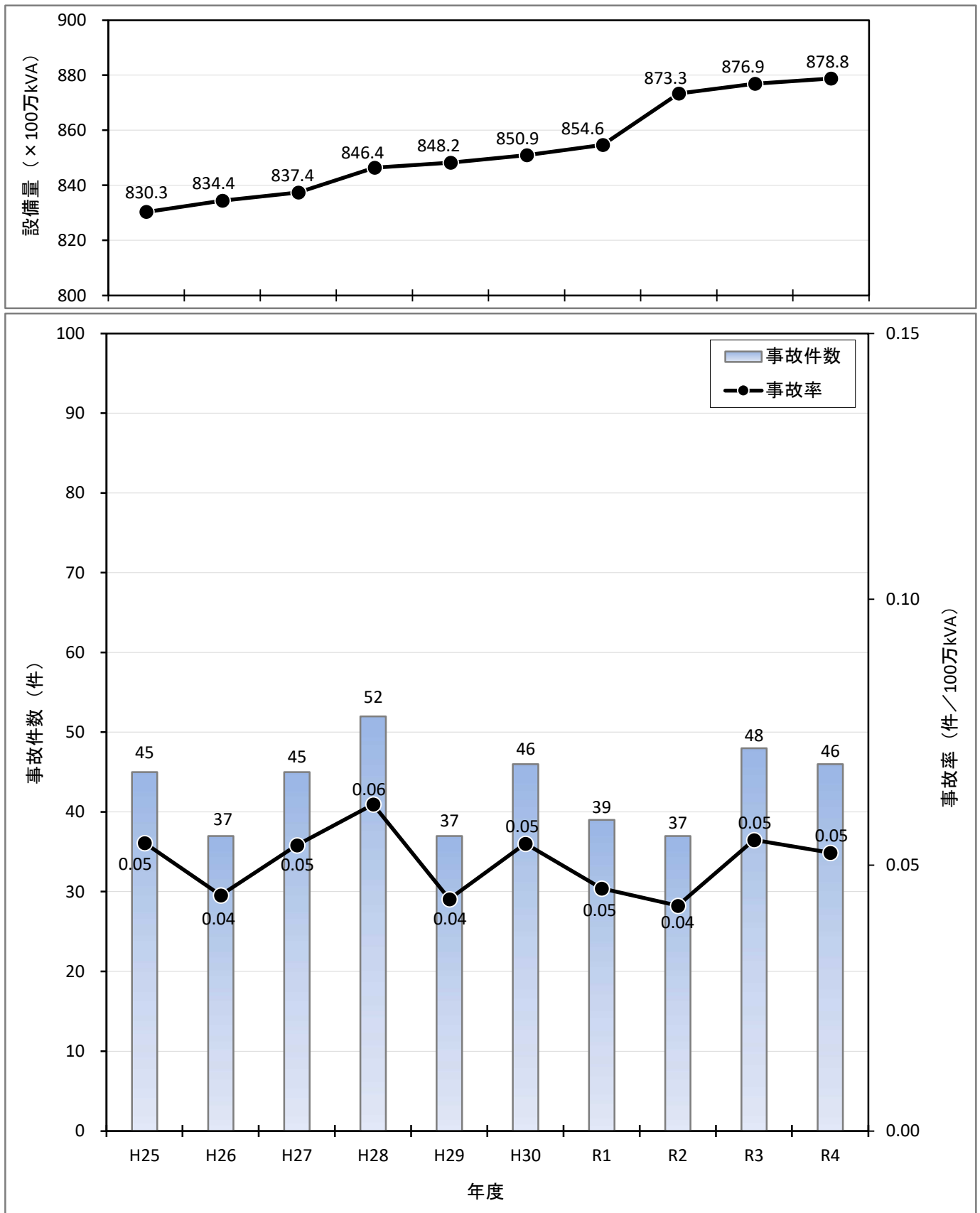


（備考）

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計 電気事業者の発電所数、出力（経済産業省資源エネルギー庁）から引用した。

第2-5図 電力設備別事故率の推移（変電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

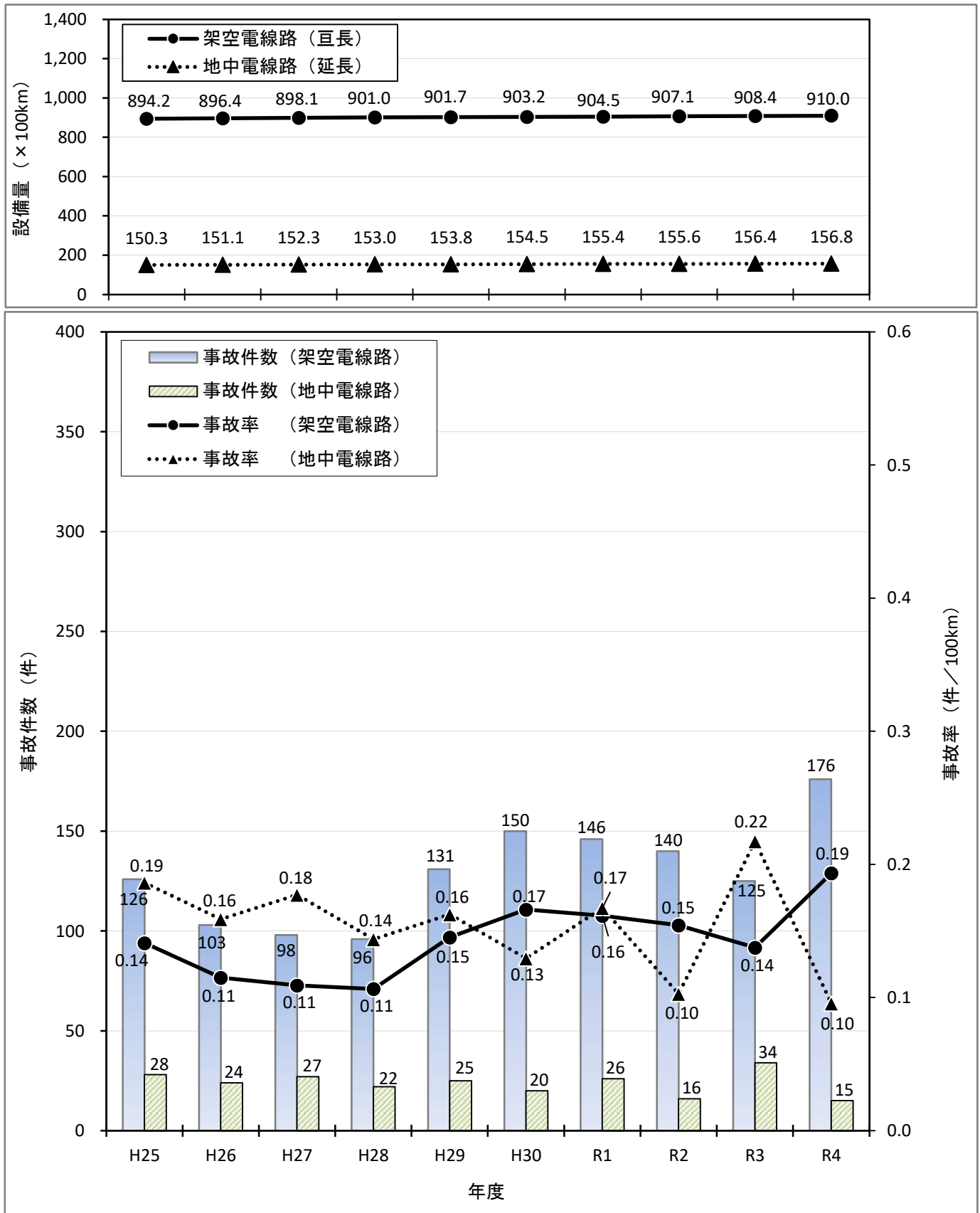


（備考）

1. 事故率は、出力100万kVA当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力統計情報（電気事業連合会）から引用した。

第2-6図 電力設備別事故率の推移（送電線路及び特別高圧配電線路）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

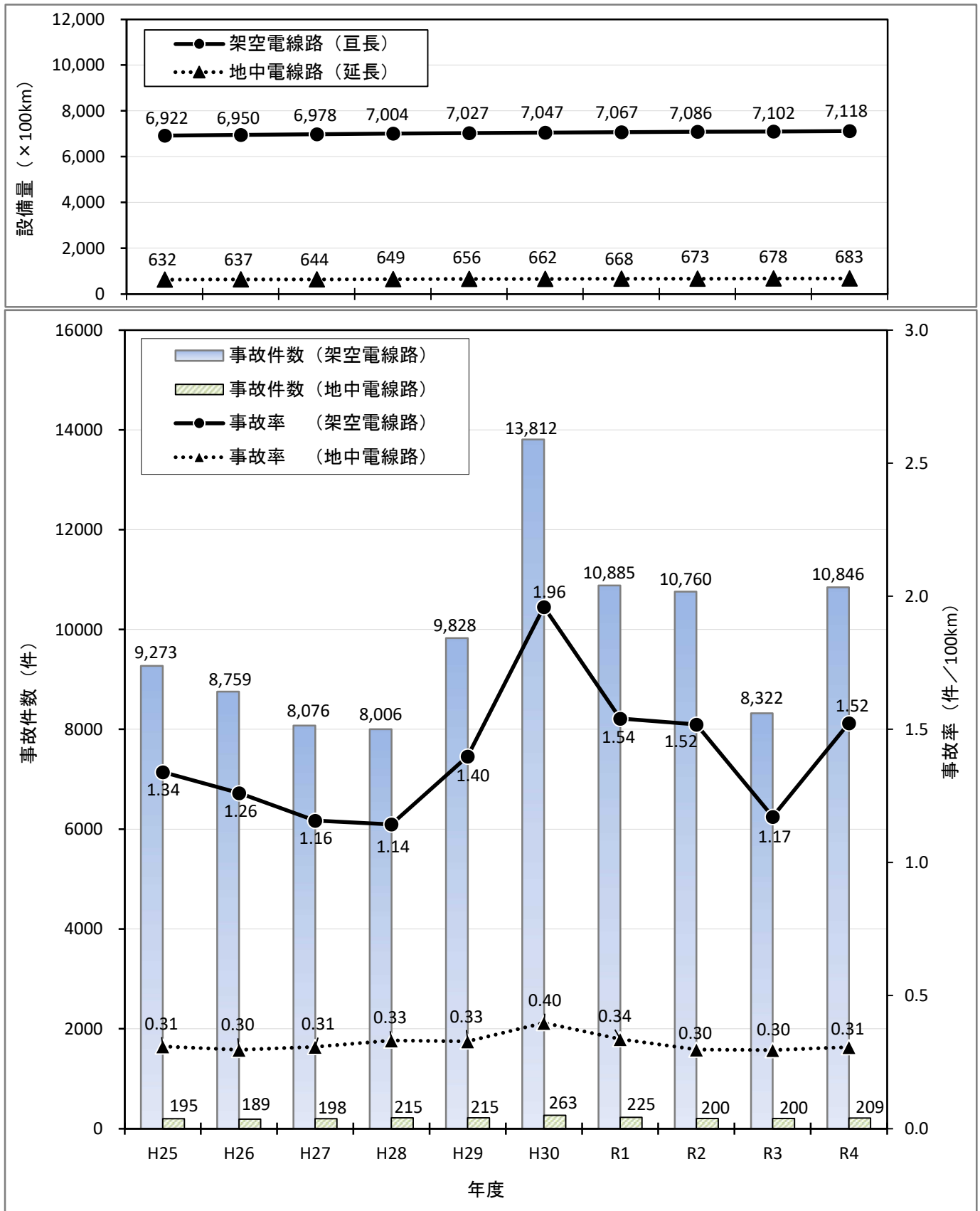


（備考）

1. 事故率は、架空は亘長100km当たり、地中は延長100km当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力統計情報（電気事業連合会）から引用した。

第2-7図 電力設備別事故率の推移（高圧配電線路）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

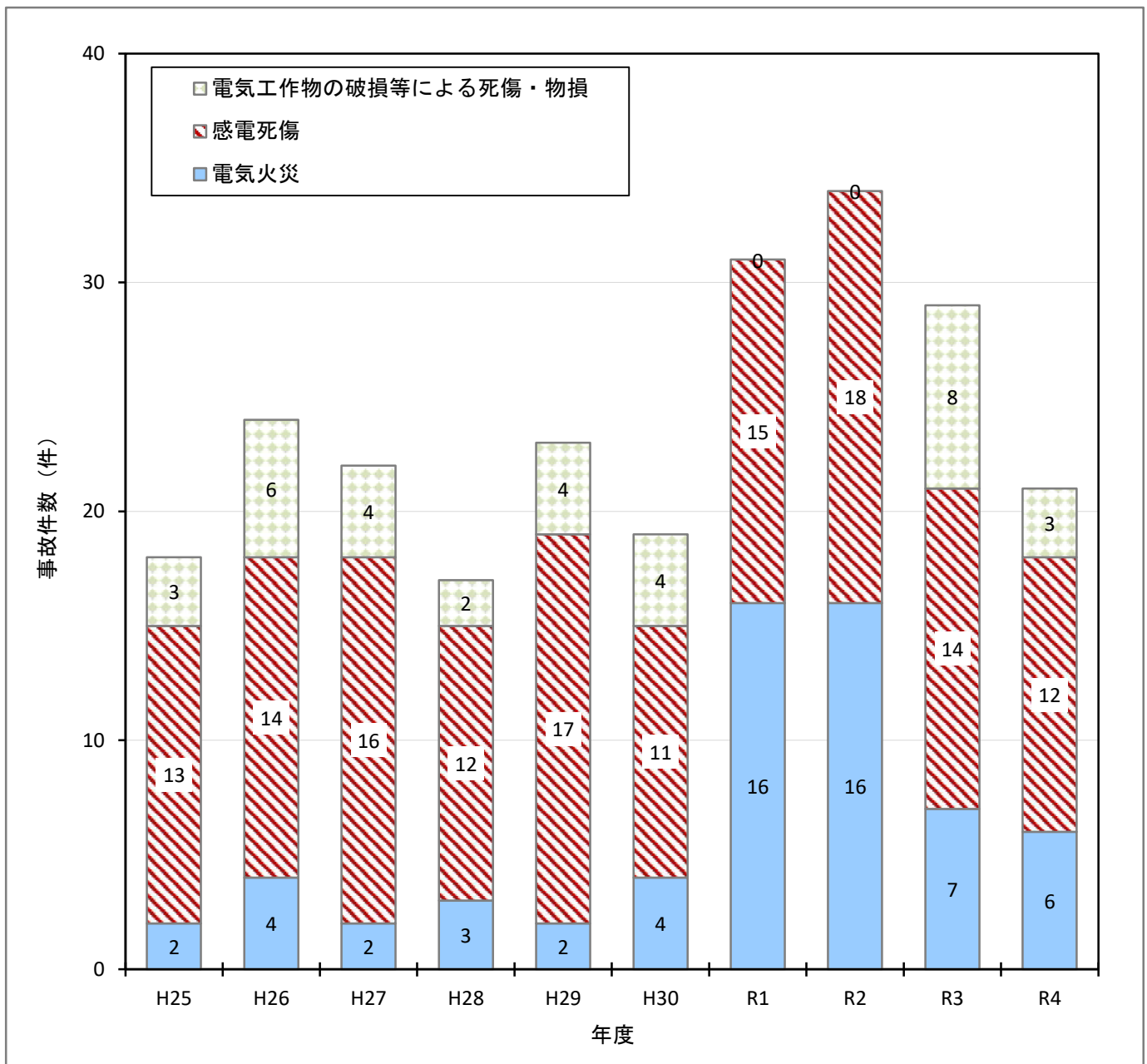


（備考）

1. 事故率は、架空は亘長100km当たり、地中は延長100km当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力統計情報（電気事業連合会）から引用した。

第3図 電気火災、感電死傷、電気工作物の破損等による 死傷・物損事故件数の推移

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)



IV. 自家用電気工作物を設置する者

ここでは、電気関係報告規則第 3 条（事故報告）第 1 項に基づき、自家用電気工作物を設置する者から経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書について各種集計表としてまとめています。

また、過年度比較については、過去 10 年間の比較を行っています。

1. 集計表の概要

- (1) 第 1 表は、各種発電所、蓄電所、変電所、送配電設備、需要設備において発生した事故を波及事故の有無と事故種類別にまとめたものです。
- (2) 第 2 表(1)及び第 2 表(2)は、感電死傷事故、感電以外の死傷事故について、事故発生電気工作物を死傷者の属性別及び事故の原因別にまとめたものです。
- (3) 第 3 表及び第 4 表は、電気火災事故、電気工作物の破損等による物損事故について、事故発生電気工作物を事故の原因別にまとめたものです。
- (4) 第 5 表から第 13 表は、各種発電所、蓄電所、変電所、送配電設備、需要設備において発生した事故で被害のあった設備や部品を事故の原因別にまとめたものです。
- (5) 第 14 表は、需要設備において発生した波及事故について、事故のパターンを「区分開閉器の破損・誤操作等」と「区分開閉器以外の電気工作物の破損・誤操作等」に分け、波及事故の要因となった電気工作物を地絡・短絡の要因別及び波及要因別にまとめたものです。

2. 過年度比較の概要

(1) 全体概況

令和 4 年度の電気事故件数は 802 件です（第 1 表）。前年度の 703 件に比べ 99 件増加しました。事故発生箇所でも最多の箇所は「太陽電池発電所」（459 件）で、全体の約 57.2%を占めています。次に多いのは「需要設備」（高圧と低圧合わせて 221 件）です。以下、「火力発電所」（76 件）、「風力発電所」（27 件）、「水力発電所」（16 件）と続きます。

(2) 太陽電池発電所及び風力発電所の事故件数

太陽電池発電所の事故件数は 459 件です（推移第 1 表及び第 1 図）。前年度の 355 件に比べ 104 件増加しました。事故率も増加しました。これは、主に「逆変換装置又はインバータ」の破損事故の増加によるものです。

風力発電所の事故件数は 27 件です（推移第 1 表及び第 2 図）。前年度の 28 件に比べ 1 件減少しました。事故率も低下しました。

(3) 感電死傷事故

感電死傷事故件数は 46 件です（推移第 2 表及び第 3 図）。前年度の 39 件に比べ 7 件増加しました。

(4) 電気火災事故

電気火災事故件数は 3 件です（推移第 2 表及び第 3 図）。前年度の 4 件に比べ 1 件減少しました。

(5) 電気工作物の破損等による死傷・物損事故

電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数は 10 件です（推移第 2 表及び第 3 図）。前年度の 7 件に比べ 3 件増加しました。

(6) 重大事故

自家用電気工作物を設置する者における重大事故は、令和 4 年度に 5 件発生しました。

	発生月	設備の種類	事故概要
①	7 月	需要設備	工場の機械の修理作業中に、絶縁部を損傷し作業員 1 名が感電死。
②	8 月	需要設備	工場内のクレーン上部の点検時に、天井のトロリー線に接触した作業員 1 名が感電死。
③	8 月	需要設備	高圧キュービクル盤内の定期点検時に作業員 1 名が感電死。
④	9 月	火力発電所	ボイラーの爆発により、作業員 1 名が負傷、他設備も一部損傷。また、灰や耐火材等の一部が公道に飛散。
⑤	11 月	需要設備	動力設備担当である作業員 1 名が高圧受配電盤の充電部に接触し、感電死。

第1表 自家用電気工作物詳報対象事故件数総括表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

事故の種類 波及事故 事故発生箇所			死傷 (第1号)					電気火災 (第2号)			電気工作物の破損等 による物損 (第3号)			電気工作物の破損					波及(被害なし) (第12号の一部)	発電支障又は放電支障 (第6号及び第7号)				その他 (第13号及び第14号)			事故総件数			
			感電死傷		感電以外の死傷									主要電気工作物 (第4号及び第5号)			その他の工作物 (主要電気工作物以外の 電気工作物の破損)													
			有 (第12号の一部)	無	有 (第12号の一部)	無	計	有 (第12号の一部)	無	計	有 (第12号の一部)	無	計	有 (第12号の一部)	無	計	有	有 (第12号の一部)	無	計	有 (第12号の一部)	無	計	有 (第12号)	無	計				
発 電 所	水	力									1	1		14	14	1			1						1	15	16			
	火	力		1		1	2							68	68	1			1			10	10		1	1	1	75	76	
	燃 料 電 池																													
	太 陽 電 池		3			3					4	4		450	450	2			2	2						4	455	459		
	風	力							1	1		2	2		24	24											27	27		
	計		4		1	5		1	1		7	7		556	556	4			4	2		10	10		1	1	6	572	578	
蓄電所																														
変電所																			1							1		1		
送電線路	架	空																												
	地	中																												
	計																													
特別電 高線 圧路	架	空																												
	地	中																												
	計																													
高圧配 電線 路	架	空									1	1					1		1								1	1	2	
	地	中																												
	計										1	1					1		1								1	1	2	
低 圧 配 電 線 路																														
需要設備（高圧）				30			30					1	1	1	5	6	159		159	10								170	36	206
需要設備（低圧）				12			12		2	2															1	1		15	15	
合 計				46		1	47		3	3		9	9	1	561	562	164		164	13		10	10			2	2	178	624	802

備考1. 詳報ごとに対象となった事故の種類（該当号）をそれぞれ計上する。
2. 一つの詳報が複数の事故の種類（該当号）に該当する場合には、それぞれの項目に計上するが、総件数には1件として計上する。
3. 第12号に該当する事故については、各事故の種類と波及事故「有」に分散しているため、「第12号の一部」と表記している。

第2表(1) 感電死傷事故件数表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

[illegible]

備考1. 詳細ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載すること。死傷者は上段に括弧付き（ ）で、件数を下段に、それぞれ記載すること。
2. 「事故発生電気工作物」とは死傷者が直接感電した電気工作物とすること。

第2表(2) 感電以外の死傷事故件数表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

[illegible]

備考 1. 詳細ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載すること。死傷者は上段に括弧付き（ ）で、件数を下段に、それぞれ記載すること。
2. 「事故発生電気工作物」とは死傷者が直接感電した電気工作物とすること。

第3表 電気火災事故件数表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 事故原因 電気工作物		原因		設備不備			保守不備			自然災害			災害			故意・過失			無断加工	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木						
発電所	水力																					
	火力																					
	燃料電池																					
	太陽電池																					
	風力				1															1		
	小計				1															1		
蓄電所																						
変電所																						
送電線路	架空																					
	地中																					
	小計																					
特配電高線圧路	架空																					
	地中																					
	小計																					
高圧配電線路	架空																					
	地中																					
	小計																					
低圧配電線路																						
需要設備（高圧）																						
需要設備（低圧）				1	1															2		
合計				1	2															3		

備考 1. 電気火災事故ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載すること。
 2. 「事故発生電気工作物」とは電気火災の原因となった電気工作物を記載すること。

第4表 電気工作物の破損等による物損事故件数表

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 事故発生 電気工作物		電 気 工 作 物 の 破 損	電 気 工 作 物 の 欠 陥	電気工作物 の操作		そ の 他	不 明	合 計
				被 害 者 に よ る	第 三 者 に よ る			
発電所	水 力				1			1
	火 力							
	燃 料 電 池							
	太 陽 電 池	4						4
	風 力	2						2
	小 計	6			1			7
蓄 電 所								
変 電 所								
送電線路	架 空							
	地 中							
	小 計							
特配 特別電 高線 圧路	架 空							
	地 中							
	小 計							
高圧配 電線 路	架 空	1						1
	地 中							
	小 計	1						1
低 圧 配 電 線 路								
需 要 設 備 （ 高 圧 ）						1		1
需 要 設 備 （ 低 圧 ）								
合 計		7			1	1		9

備考1. 物損事故ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載すること。
 2. 「事故発生電気工作物」とは物損の原因となった電気工作物とすること。

第5表（1） 水力発電所（水力設備）の事故被害件数表

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失				他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触		その他の他物接触	電気腐食				
ダム	ダム及び副ダム																									
	洪水吐き																									
	洪水吐きゲート及び排砂ゲート																									
	余水路																									
	排砂水路																									
	流木路、舟ばつ路及び魚道																									
	ダムの護岸																									
	その他																									
	小計																									
取水設備	取水口																									
	取水口にある制水門及び排砂ゲート																									
	排砂水路及び余水路																									
	除塵設備																									
	取水設備の護岸																									
	その他																									
	小計																									
沈砂池	沈砂池（付属する制水門を含む。）																									
	排砂ゲート																									
	排砂路及び余水路																									
	除塵設備																									
	沈砂池の護岸																									
	その他																									
	小計																									
導水路	開きよ				2																				2	
	蓋きよ																									
	トンネル																									
	水路橋																									
	水路管				4						1														5	
	と																									
	制水門及び排砂ゲート																									
	排砂水路																									

	除 塵 設 備																													
	そ の 他																													
	小 計				6							1																	7	
放 水 路	放 水 路										1																		1	
	放 水 路 の 護 岸																													
	小 計										1																		1	
ヘッドタンク	ヘ ッ ド タ ン ク																													
	排 砂 ゲ ー ト																													
	排 砂 水 路 及 び 余 水 路																													
	除 塵 設 備																													
	ヘッドタンク及び余水路の護岸																													
	そ の 他																													
	小 計																													
サージタンク	サ ー ジ タ ン ク																													
	放 水 路 サ ー ジ タ ン ク																													
	そ の 他																													
	小 計																													
水 圧 管 路	水 圧 管、空 気 管 及 び 排 水 管																													
	空 気 弁 及 び 排 水 弁																													
	水 圧 管 の ア ン カ ー ブ ロ ッ ク																													
	支 台																													
	水 圧 管 路 の 路 面 及 び 側 壁																													
	そ の 他																													
	小 計																													
水 車	制水弁・制水門（主弁・側路弁）																													
	案 内 羽 根																											1	1	
	ラ ン ナ ー		1	1																									2	
	ノ ズ ル																													
	バ ケ ッ ト																													
	ケ ー シ ン グ																													
	吸 出 管																													
	主 軸	1																											1	
	軸 受			1																									1	
	調 速 装 置																													
	制 圧 機																													
	圧 油 装 置																													
	潤 滑 油 装 置																													
	継 手																													
	自 動 制 御 装 置																													

[illegible]

備考1. 第4号、第5号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第5表（2） 水力発電所（電気設備）の事故被害件数表

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然				災害		故意・過失				他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触		その他の他物接触	電気腐食				
発電機	固定子	巻線																									
		その他																									
	回転子	巻線																									
		その他																									
	軸受																										
	励磁装置																										
	その他										1																1
小計										1																1	
変圧器	主要変圧器	巻線																									
		ブッシング																									
		冷却装置																									
		電圧調整装置																									
		その他																									
	所内変圧器																										
	起動用変圧器																										
小計																											
負荷時電圧調整器																											
負荷時電圧位相調整器																											
調相機																											
電力用コンデンサー																											
分路リアクトル及び限流リアクトル																											
SVC（静止型無効電力調整装置）																											
周波数変換機器																											
整流機器																											
遮断器	油入遮断器																										
	真空遮断器																										
	空気遮断器																										
	磁気遮断器																										
	ガス遮断器																										

	そ の 他 遮 断 器																												
	小 計																												
誘 導 電 圧 調 整 器																													
接 地 装 置																													
避 雷 器																													
開 閉 器																													
断 路 器																													
非 常 用 予 備 発 電 装 置																													
計 器 用 変 成 器																													
計 器 ・ 継 電 器 類																													
主 要 回 路																													
補 助 回 路																													
制 御 回 路																													
制 御 電 源 装 置																													
電 力 貯 蔵 装 置																													
そ の 他										2																		2	
合 計										3																		3	

備考 1. 第4号、第5号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第6表（1） 火力発電所（汽力設備）の事故被害件数表

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然災害								故意・過失				他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計	
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食		化学腐食	自社					他社
蒸気タービン	タービン	ケーシング																												
		隔板																												
		円板																												
		羽根																												
		主軸				1																							1	
		軸受			1										1															2
		噴口																												
		その他の				1			1																					2
	調速装置		1																											1
	非常調速装置																													
	主蒸気管																													
	再熱蒸気管																													
	気筒連絡管																													
	工場送気管			1		1																								2
	復水管																													
	給水管																													
	主蒸気止め弁																													
	熱交換器																													
	潤滑油装置																													
	その他の																													
	小計		1	1	1	3			1						1															8
	胴																													
	管寄せ				1																								1	
	火炉			7	13	6																						3	29	
	蒸気だめ																													
	給水ポンプ																											1	1	
	再熱器管																													
	連絡管																													
	給水管								1																				1	
	主蒸気管		1																											1
	再熱蒸気管																													

ボイラー	過熱器管			4	1																		1		1	7
	節炭器管及び工場送気管			9	2																					11
	安全弁																									
	熱交換器																									
	空気圧縮機 及び ガス圧縮機	空気圧縮機・空気だめ																								
		ガス圧縮機・ガスだめ																								
		その他																								
	独立節炭器及び空気予熱器																									
	通風機			2	1					1																4
	その他																									
	小計	1	7	29	10				1	1													1		5	55
独立過熱器	胴																									
	管寄せ																									
	火炉																									
	蒸気だめ																									
	給水ポンプ																									
	再熱器管																									
	連絡管																									
	給水管																									
	主蒸気管																									
	再熱蒸気管																									
	過熱器管																									
	節炭器管及び工場送気管																									
	安全弁																									
	熱交換器																									
	空気圧縮機 及び ガス圧縮機	空気圧縮機・空気だめ																								
		ガス圧縮機・ガスだめ																								
		その他																								
	独立節炭器及び空気予熱器																									
	通風機																									
	その他																									
	小計																									
	胴																									
	管寄せ																									
	火炉																									
	蒸気だめ																									
	給水ポンプ																									
	再熱器管																									
	連絡管																									

蒸気貯蔵器	給水管																												
	主蒸気管																												
	再熱蒸気管																												
	過熱器管																												
	節炭器管及び工場送気管																												
	安全弁																												
	熱交換器																												
	空気圧縮機 及び ガス圧縮機	空気圧縮機・空気だめ																											
		ガス圧縮機・ガスだめ																											
		その他																											
	独立節炭器及び空気予熱器																												
	通風機																												
その他																													
小計																													
燃料設備	廃棄物固化燃料を貯蔵する設備																												
	油タンク及びガスタンク																												
	液化ガス用貯槽																												
	液化ガス用気化器																												
	ガス用又は液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																												
	その他																												
小計																													
ばい煙処理設備	空気圧縮機																												
	通風機													1														1	
	破砕機及び摩砕機																												
	その他																												
	小計													1														1	
液化ガス備	液化ガス用貯槽																												
	液化ガス用気化器																												
	液化ガス用容器																												
	液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																												
	その他																												
	小計																												
蒸気井	蒸気井（本体）																												
	蒸気分離機																												
	熱交換器／蒸発器																												
	配管																												
	その他																												
	小計																												
灰じん輸送装置																													

燃 燒 用 機 器																													
給 水 設 備	給 水 ポ ン プ																												
	給 水 ・ ボ イ ラ ー 水 処 理 設 備																												
	そ の 他																												
	小 計																												
排 水 処 理 設 備																													
廃 棄 物 焼 却 炉																													
冷 却 塔 ・ 冷 却 水 路																													
自 動 制 御 装 置																													
建 物	本 館																												
そ の 他																													
合 計		2	8	30	13				2			1			2												1	5	64

備考1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第6表（2） 火力発電所（ガスタービン設備）の事故被害件数表

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然		災害		害		故意・過失		他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災		樹木接触	鳥獣接触				
ガスタービン	タービン	ケーシング																							
		隔板																							
		円板																							
		羽根	1																						1
		主軸																							
		軸受																							
		噴口																							
	その他の																								
	調速装置及び非常調速装置																								
	空気圧縮機及びガス圧縮機		1																						1
	燃焼器からタービン、空気圧縮機から燃焼器及び空気圧縮機からタービンに至る配管																								
	熱交換器及びガス発生器																								
潤滑油装置		1																						1	
その他の																									
小計		3																						3	
燃料設備	油タンク及びガスタンク																								
	液化ガス用貯槽																								
	液化ガス用気化器																								
	ガス用又は液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																								
	その他の																								
	小計																								
ばい煙処理設備	空気圧縮機																								
	通風機																								
	破砕機及び摩砕機																								
	その他の																								
	小計																								
液化ガス設備	液化ガス用貯槽																								
	液化ガス用気化器																								
	液化ガス用容器																								
	液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																								
	その他の																								

[illegible]

第6表（3） 火力発電所（内燃力設備）の事故被害件数表

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然		災害		害		故意・過失		他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計	
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災		樹木接触	鳥獣接触					その他の他物接触
内燃機関	機関本体	気筒																								
		ピストン																								
		ピストン及び連接棒																								
		クランク軸																								
		はずみ車																								
		軸受																								
		弁																						1	1	
		減速機及び増速機																								
	その他			1																				1	2	
	調速装置及び非常調速装置																									
	潤滑油装置																									
	ガス漏洩検知警報設備及び除外設備																									
	その他																									
	小計			1																					2	3
燃料設備	油タンク及びガスタンク																									
	液化ガス用貯槽																									
	液化ガス用気化器																									
	ガス用又は液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																									
	ガス漏洩検知警報設備及び除外設備																									
	その他																									
小計																										
空気だめ・空気圧縮機																										
通風設備																										
冷却水設備																										
自動制御装置																										
建物	本館																									
その他																										
合計				1																					2	3

備考1．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第6表（4） 火力発電所（電気設備）の事故被害件数表〔原動力種別：汽力〕

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然		災害		故意・過失		他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計						
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失		無断伐木	火災					樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食	自社
発電機	固定子	巻線				1																					1	2	
		その他																											
	回転子	巻線																											
		その他																											
	軸受																												
	励磁装置																												
	その他																												
小計					1																					1	2		
変圧器	主要変圧器	巻線																											
		ブッシング																											
		冷却装置																											
		電圧調整装置																											
		その他																											
	所内変圧器																												
	起動用変圧器																												
	小計																												
負荷時電圧調整器																													
負荷時電圧位相調整器																													
調相機																													
電力用コンデンサー																													
分路リアクトル及び限流リアクトル																													
SVC（静止型無効電力調整装置）																													
周波数変換機器																													
整流機器																													
遮断器	油入遮断器																												
	真空遮断器																												
	空気遮断器																												
	磁気遮断器																												
	ガス遮断器																												

	そ の 他 遮 断 器																													
	小 計																													
誘 導 電 圧 調 整 器																														
接 地 装 置																														
避 雷 器																														
開 閉 器																														
断 路 器																														
非 常 用 予 備 発 電 装 置																														
計 器 用 変 成 器																														
計 器 ・ 継 電 器 類																														
主 要 回 路																														
補 助 回 路																														
制 御 回 路																														
制 御 電 源 装 置																														
電 力 貯 蔵 装 置																														
そ の 他																														
合 計					1																							1	2	

備考 1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。
2. 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

第6表（４） 火力発電所（電気設備）の事故被害件数表〔原動力種別：ガスタービン〕

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然		災害		害		故意・過失		他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災		樹木接触	鳥獣接触				
発電機	固定子	巻線																							
		その他																							
	回転子	巻線																							
		その他																							
	軸受																								
	励磁装置																								
	その他																								
小計																									
変圧器	主要変圧器	巻線																							
		ブッシング																							
		冷却装置																							
		電圧調整装置																							
		その他																							
	所内変圧器																								
	起動用変圧器																								
小計																									
負荷時電圧調整器																									
負荷時電圧位相調整器																									
調相機																									
電力用コンデンサー																									
分路リアクトル及び限流リアクトル																									
SVC（静止型無効電力調整装置）																									
周波数変換機器																									
整流機器																									
遮断器	油入遮断器																								
	真空遮断器																								
	空気遮断器																								
	磁気遮断器																								
	ガス遮断器																								

	そ の 他 遮 断 器																												
	小 計																												
誘 導 電 圧 調 整 器																													
接 地 装 置																													
避 雷 器																													
開 閉 器																													
断 路 器																													
非 常 用 予 備 発 電 装 置																													
計 器 用 変 成 器																													
計 器 ・ 継 電 器 類																													
主 要 回 路																													
補 助 回 路																													
制 御 回 路																													
制 御 電 源 装 置																													
電 力 貯 蔵 装 置																													
そ の 他																													
合 計																													

備考 1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。
2. 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

第6表（4） 火力発電所（電気設備）の事故被害件数表〔原動力種別：内燃力〕

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然災害										故意・過失				他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食	自社		他社					
発電機	固定子	巻線																													
		その他																													
	回転子	巻線																													
		その他																													
	軸受																														
	励磁装置																														
	その他																														
小計																															
変圧器	主要変圧器	巻線																													
		ブッシング																													
		冷却装置																													
		電圧調整装置																													
		その他																													
	所内変圧器																														
	起動用変圧器																														
	小計																														
負荷時電圧調整器																															
負荷時電圧位相調整器																															
調相機																															
電力用コンデンサー																															
分路リアクトル及び限流リアクトル																															
SVC（静止型無効電力調整装置）																															
周波数変換機器																															
整流機器																															
遮断器	油入遮断器																														
	真空遮断器																														
	空気遮断器																														
	磁気遮断器																														
	ガス遮断器																														

	そ の 他 遮 断 器																												
	小 計																												
誘 導 電 圧 調 整 器																													
接 地 装 置																													
避 雷 器																													
開 閉 器																													
断 路 器																													
非 常 用 予 備 発 電 装 置																													
計 器 用 変 成 器																													
計 器 ・ 継 電 器 類																													
主 要 回 路																													
補 助 回 路																													
制 御 回 路																													
制 御 電 源 装 置																													
電 力 貯 蔵 装 置																													
そ の 他																													
合 計																													

備考 1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。
2. 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

第6表（4） 火力発電所（電気設備）の事故被害件数表〔原動力種別：組合せ〕

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然災害										故意・過失						他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食	自社	他社								
発電機	固定子	巻線																															
		その他																															
	回転子	巻線																															
		その他																															
	軸受																																
	励磁装置																																
	その他																																
小計																																	
変圧器	主要変圧器	巻線																															
		ブッシング																															
		冷却装置																															
		電圧調整装置																															
		その他																															
	所内変圧器																																
	起動用変圧器																																
	小計																																
負荷時電圧調整器																																	
負荷時電圧位相調整器																																	
調相機																																	
電力用コンデンサー																																	
分路リアクトル及び限流リアクトル																																	
SVC（静止型無効電力調整装置）																																	
周波数変換機器																																	
整流機器																																	
遮断器	油入遮断器																																
	真空遮断器																																
	空気遮断器																																
	磁気遮断器																																
	ガス遮断器																																

	そ の 他 遮 断 器																													
	小 計																													
誘 導 電 圧 調 整 器																														
接 地 装 置																														
避 雷 器																														
開 閉 器																														
断 路 器																														
非 常 用 予 備 発 電 装 置																														
計 器 用 変 成 器																														
計 器 ・ 継 電 器 類																														
主 要 回 路																														
補 助 回 路																														
制 御 回 路																														
制 御 電 源 装 置																														
電 力 貯 蔵 装 置																														
そ の 他																														
合 計																														

備考 1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。
2. 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

第7表 燃料電池発電所の事故被害件数表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然災害										他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触		電気腐食	化学腐食				
燃料電池設備	燃料電池																											
	容器																											
	熱交換器																											
	改質器及び気化器																											
	安全弁																											
	燃料貯蔵設備																											
	液体窒素用貯槽																											
	窒素用ガスだめ																											
	管																											
	防液堤（アンモニアを燃料と使用するものに限る。）																											
	ガス漏洩検知警報設備及び除外設備																											
	放出管（アンモニアを燃料と使用するものに限る。）																											
その他																												
小計																												
変圧器	主要変圧器	巻線																										
		ブッシング																										
		冷却装置																										
		電圧調整装置																										
		その他																										
	所内変圧器																											
	起動用変圧器																											
小計																												
負荷時電圧調整器																												
負荷時電圧位相調整器																												
調相機																												
電力用コンデンサー																												
分路リアクトル及び限流リアクトル																												
SVC（静止型無効電力調整装置）																												
周波数変換機器																												

[illegible]

第8表 太陽電池発電所の事故被害件数表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然災害										故意・過失			他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食								
太陽電池 (50kW以上のもの)	太陽電池モジュール				2			5	9																			3	19		
	支持物	架台			1			6	10																			2	19		
		基礎						2																				1	3		
	コネクタ、ケーブル							1	1																			1	3		
	その他																														
	小計				3			14	20																			7	44		
変圧器	主要変圧器	巻線																													
		ブッシング																													
		冷却装置																													
		電圧調整装置																													
		その他																													
	所内変圧器																														
小計																															
負荷時電圧調整器																															
負荷時電圧位相調整器																															
調相機																															
電力用コンデンサ																															
分路リアクトル及び限流リアクトル																															
SVC（静止型無効電力調整装置）																															
周波数変換機器																															
整流機器																															
遮断器	油入遮断器																														
	真空遮断器																														
	空気遮断器																														
	磁気遮断器																														
	ガス遮断器																														
	その他遮断器																										1	1			
	小計																										1	1			
誘導電圧調整装置																															

接 地 装 置																															
避 雷 器																															
開 閉 器																															
断 路 器																															
非 常 用 予 備 発 電 装 置																															
計 器 用 変 成 器																															
計 器 ・ 継 電 器 類																															
主 要 回 路																															
補 助 回 路																															
制 御 回 路																															
制 御 電 源 装 置																															
電 力 貯 蔵 装 置									1																						1
逆 変 換 装 置 又 は イ ン パ ー タ	64	5	12	27			1		21		4										1							9	286	430	
集 電 箱																															
接 続 箱																													1	1	
そ の 他																													1	1	
合 計	64	5	15	27			15	20	22		4										1						9	296	478		

備考 1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第9表 風力発電所の事故被害件数表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然災害										害		故意・過失		他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食	自社		他社					
風力機関 (20kW以上のもの)	風車	ブレード							1																		1				
		ハブ			2																		1					3			
		主軸																													
		軸受																													
		ナセル																													
		ヨー駆動装置																													
		増速機				1																				2	3				
		風向風速計																													
	支持物	その他																													
		タワー																									1	1			
		基礎																													
		洋上風車下部構造																													
	調速装置 及非常調速装置	その他																													
		ピッチ制御装置																													
		ティップブレーキ																													
		機械ブレーキ																													
	その他	その他																													
小計				2	1				1														1			4	9				
	発電機	固定子（巻線）	3			1																						4			
		固定子（その他）																													
		回転子（巻線）			2	1																				1	4				
		回転子（その他）	1																								1				
		軸受																													
		励磁装置																													
		冷却装置			1																						1				
		その他																													
	変圧器 (風力機関用)	巻線																													
		ブッシング																													
		冷却装置																													
		電圧調整装置																													

[illegible]

第10表 蓄電所の事故被害件数表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然現象							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
限流リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
負荷時電圧位相調整器																					
周波数変換機器																					
整流機器																					
逆変換装置																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
電力貯蔵装置																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
集電箱																					
その他																					
合計																					

備考1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第11表 変電所の事故被害件数表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然		災害		害		故意・過失		他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災		樹木接触	鳥獣接触				
周波数変換機器	変圧器（周波数変換装置を動かすための変圧器）																							
	パルプ																							
	制御装置																							
	直流リアクトル																							
	高周波フィルタ																							
	その他																							
小計																								
変圧器	主要変圧器	巻線																						
		ブッシング																						
		冷却装置																						
		電圧調整装置																						
	その他																							
	所内変圧器																							
小計																								
負荷時電圧調整器																								
負荷時電圧位相調整器																								
調相機																								
電力用コンデンサー																								
分路リアクトル及び限流リアクトル																								
SVC（静止型無効電力調整装置）																								
整流機器																								
遮断器	油入遮断器																							
	真空遮断器																							
	空気遮断器																							
	磁気遮断器																							
	ガス遮断器																							
	その他遮断器																							
小計																								
誘導電圧調整装置																								

接 地 装 置																												
避 雷 器																												
開 閉 器																												
断 路 器																												
非 常 用 予 備 発 電 装 置																												
計 器 用 変 成 器																												
計 器 ・ 継 電 器 類																												
主 要 回 路																												
補 助 回 路																												
制 御 回 路																												
制 御 電 源 装 置																												
電 力 貯 蔵 装 置																												
建 物																												
そ の 他																												
合 計																												

備考1．第4号、第5号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第12表 送電線路の事故被害件数表

令和4年度

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 被害箇所			設備不備		保守不備		自然		災害		故意・過失		他物接触		腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計		
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失		無断伐木	火災					樹木接触	鳥獣接触
架空線路	電線																								
	支持物	木柱																							
		鉄柱																							
		鉄筋コンクリート柱																							
		鉄塔																							
		その他																							
	遮断器	油入遮断器																							
		真空遮断器																							
		空気遮断器																							
		磁気遮断器																							
		ガス遮断器																							
	その他遮断器																								
	断路器																								
	がいし	懸垂がいし																							
		長幹がいし（長幹支持がいしを含む。）																							
		ピンがいし（LPがいしを含む。）																							
	架空地線																								
	その他																								
小計																									
地中線路	ケーブル	CV・CVT																							
		OF																							
		その他																							
	圧油装置																								
	接続箱																								
	ケーブルヘッド																								
	その他																								
	小計																								
合計																									

備考1. 第4号、第5号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第13表 需要設備（高圧）の事故被害件数表

令和4年度

（自家用電気工作物を設置する者）

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然災害								故意・過失			他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食		化学腐食	自社				
遮断器	油入遮断器（OCB）																											
	ガス遮断器（GCB）																1										1	
	真空遮断器（VCB）			1																							1	
	高圧限流ヒューズ＋高圧負荷開閉器（PF＋S）																											
	その他																											
	小計			1													1										2	
変圧器	変圧器	1			1												1										3	
	配電用変圧器																											
	所内変圧器			1																							1	
	小計	1		1	1												1										4	
周波数変換機器																												
整流機																												
電力用コンデンサー																												
調相機																												
分路リアクトル																												
直列リアクトル																												
電線及び支持物	電線	電線（絶縁電線を含む。）																										
		接続箱																										
		ケーブル	CV																									
			CVT			1																						1
			その他																1									1
	支持物	木柱																										
		鉄柱																										
		鉄筋コンクリート柱																										
		鉄塔																										
		がいし																										
		腕金																										
		その他																										
小計			1													1										2		
その他																												
合計		1		3	1											3										8		

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

令和4年度

[illegible]

[illegible]

推移第1表 自家用電気工作物を設置する者の
電気事故件数の推移（設備別）

年度 事故発生箇所		H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
発電所	水 力	19	10	18	24	19	12	12	19	7	16
	火 力	75	62	48	67	72	67	83	77	94	76
	燃 料 電 池	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	太 陽 電 池	2	8	13	33	89	117	135	236	355	459
	風 力	49	51	31	35	37	43	35	87	28	27
	計	145	131	111	159	217	239	265	419	484	578
蓄 電 所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
変 電 所		1	1	1	3	1	1	0	1	1	1
送電線路 及び 特別高圧 配電線路	架 空	6	6	3	2	0	1	1	1	1	0
	地 中	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	7	6	4	2	0	1	1	1	1	0
高 圧 配電線路	架 空	2	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	地 中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	0	0	1	1	0	0	0	2
低 圧 配 電 線 路		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
需 要 設 備		486	445	362	247	252	244	238	224	217	221
合 計		641	584	478	412	471	486	504	645	703	802

（備考）

自家用電気工作物を設置する者は、電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。

推移第2表 自家用電気工作物を設置する者の
電気事故件数の推移（事故種類別）

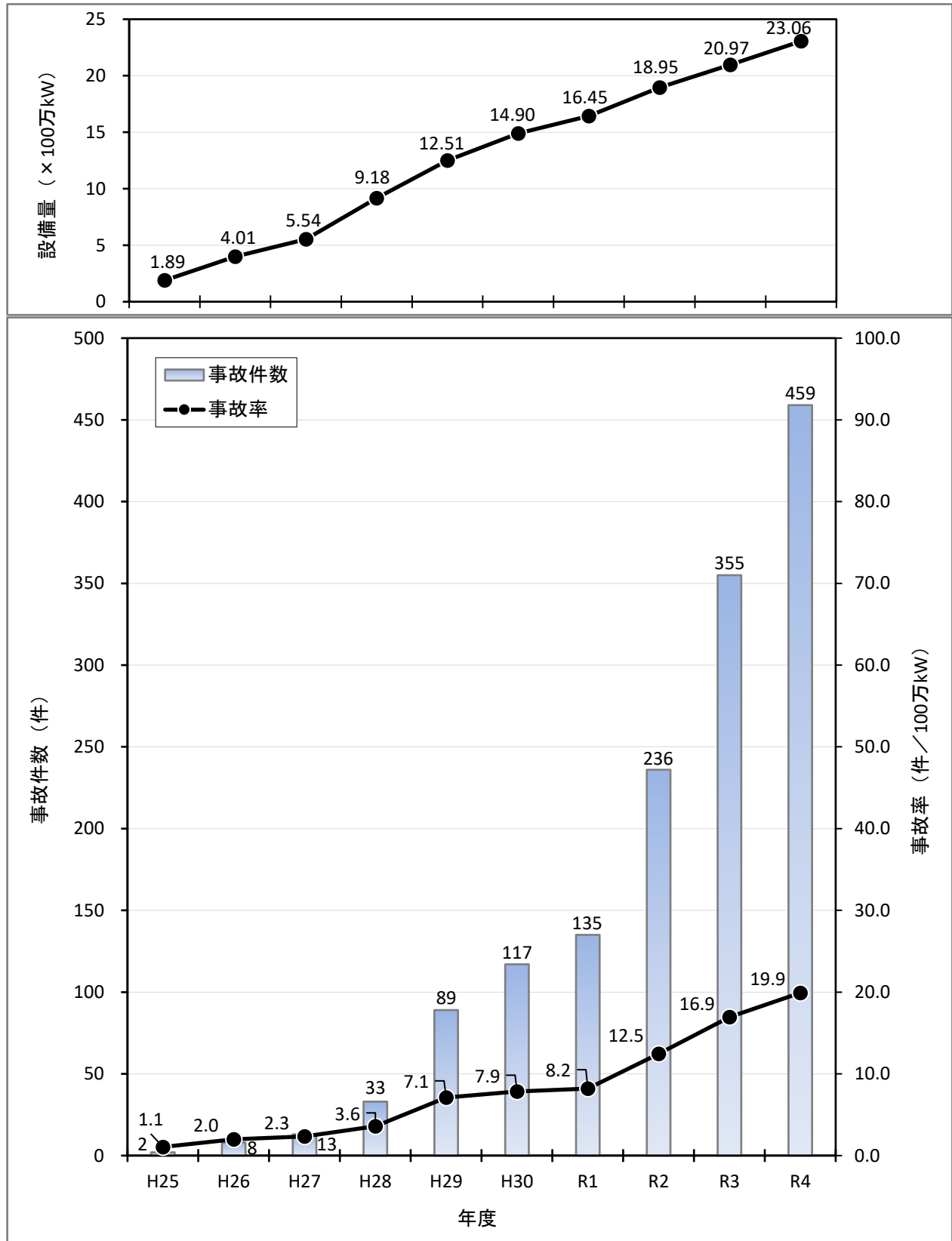
事故の種類 他社事故波及	電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等による死傷・物損			電気工作物の破損						他社事故波及 (被害なし)	発電支障又は放電支障				電気事業法第106条に基づくその他の事故報告			事故総件数		
										主要電気工作物			その他の工作物													
年度	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	有	無	計	有	無	計	有	無	計	
H25	0	6	6	1	67	68	0	12	12	0	130	130	345	15	360	65	0	0	0	0	0	0	411	230	641	
26	3	6	9	0	55	55	0	14	14	0	132	132	136	104	240	135	0	0	0	0	0	0	274	310	584	
27	1	2	3	1	54	55	0	18	18	0	108	108	74	3	77	218	0	0	0	0	0	0	293	185	478	
28	0	8	8	3	53	56	0	10	10	0	150	150	154	0	154	36	0	6	6	0	1	1	185	227	412	
29	0	5	5	0	51	51	0	14	14	0	214	214	48	0	48	141	0	4	4	0	1	1	189	282	471	
30	0	7	7	0	50	50	0	32	32	0	218	218	125	0	125	57	0	6	6	0	1	1	182	304	486	
R1	0	7	7	0	44	44	0	9	9	1	259	260	161	0	161	19	0	9	9	0	2	2	181	323	504	
2	0	5	5	3	48	51	1	11	12	1	410	411	139	0	139	28	0	11	11	0	0	0	172	473	645	
3	0	4	4	0	39	39	0	7	7	0	473	473	160	0	160	19	0	15	15	0	4	4	179	524	703	
4	0	3	3	0	46	46	0	10	10	1	561	562	164	0	164	13	0	10	10	0	2	2	178	624	802	

（備考）

1. 自家用電気工作物を設置する者は、電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。
2. 本表は、電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者の電気事故件数の推移（25ページ）と対応させるため、自家用電気工作物詳細対象事故件数総括表（第1表、39ページ）における「感電以外の死傷」事故件数を「電気工作物の破損等による死傷・物損」欄に含めている。また、第1表における「波及（被害なし）」は、本表においては「他社事故波及（被害なし）」、「その他（第13号及び第14号）」は「電気事業法第106条に基づくその他の事故報告」と表記している。

第1図 太陽電池発電所事故件数の推移

(自家用電気工作物を設置する者)

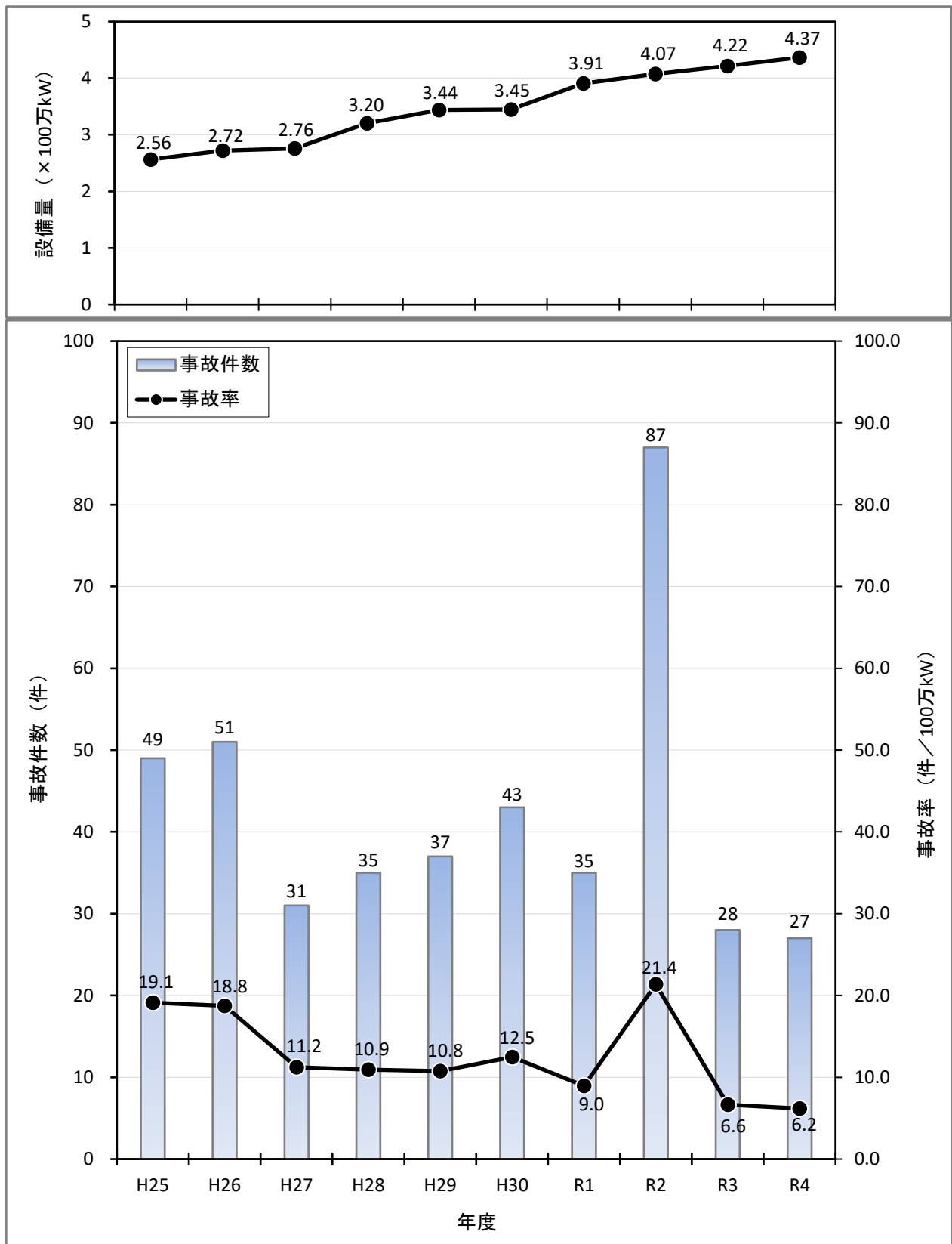


(備考)

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計 「電気事業者の発電所数、出力」 及び「自家用発電所数、出力」 (経済産業省資源エネルギー庁) から引用した。

第2図 風力発電所事故件数の推移

(自家用電気工作物を設置する者)

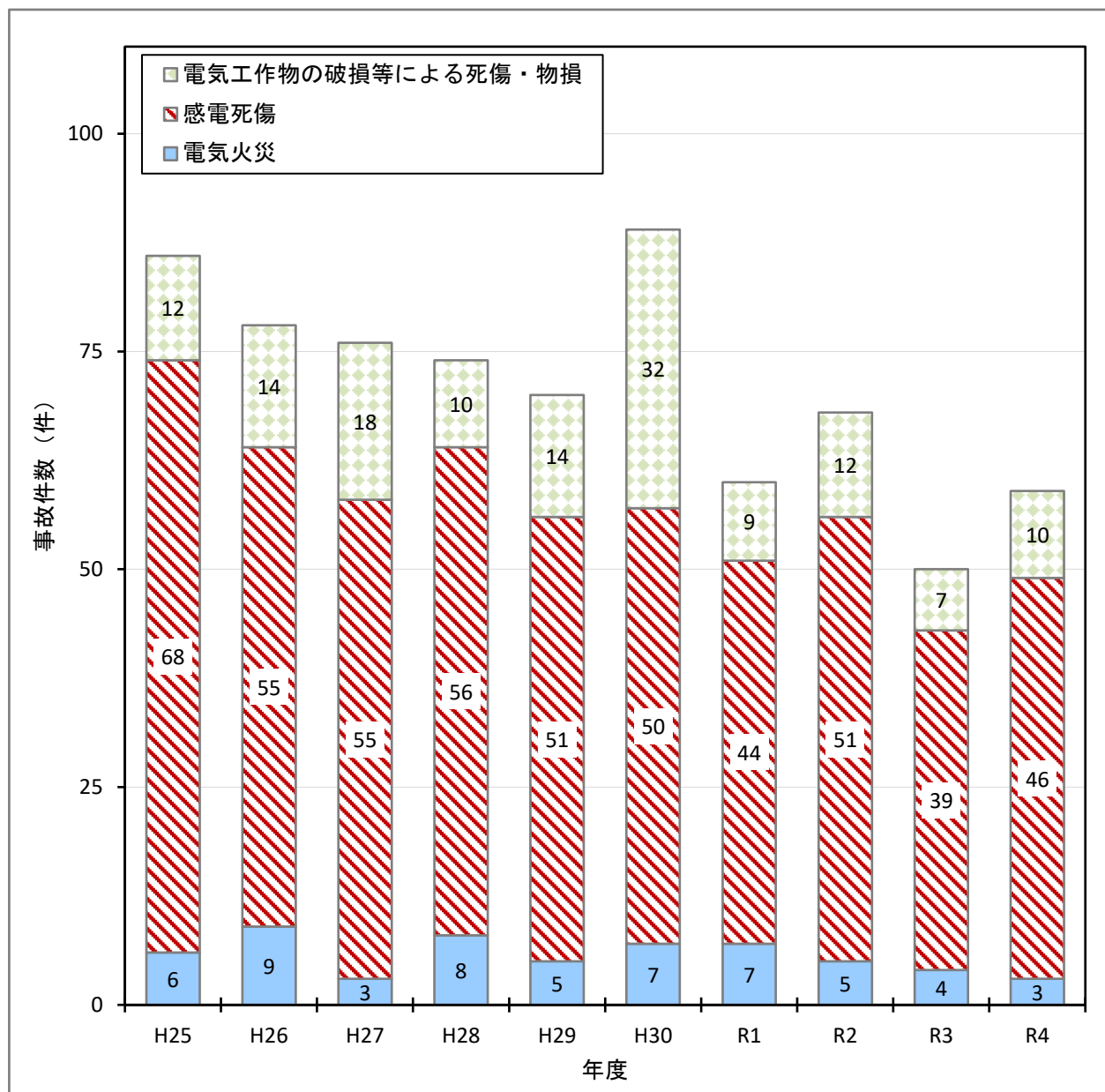


(備考)

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計 「電気事業者の発電所数、出力」 及び「自家用発電所数、出力」 (経済産業省資源エネルギー庁) から引用した。

第3図 電気火災、感電死傷、電気工作物の破損等による 死傷・物損事故件数の推移

(自家用電気工作物を設置する者)



V. 小規模事業用電気工作物を設置する者

ここでは、電気関係報告規則第3条の2（事故報告）第1項に基づき、小規模事業用電気工作物を設置する者から経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書について各種集計表としてまとめています。

なお、令和3年4月1日に施行された電気関係報告規則の改正に伴い小出力発電設備の事故報告制度が開始され、令和5年3月20日に小規模事業用電気工作物の事故報告制度に変更となりました。

また、過年度比較については、事故報告制度が開始された令和3年度⁴との比較を行っています。

1. 集計表の概要

第1表は、太陽電池発電設備及び風力発電設備において発生した事故を事故種類別にまとめたものです。主要電気工作物の破損事故（第4号）については、さらに事故原因別に分類しています。

2. 過年度比較の概要

(1) 全体概況

小規模事業用電気工作物を設置する者における令和4年度の事故件数は287件（第1表）です。前年度の220件に比べ67件増加しました。太陽電池発電設備における事故件数は286件で、前年度の213件に比べ73件増加しました。風力発電設備における事故件数は1件で、前年度の7件に比べ6件減少しました。

(2) 死傷事故

死傷事故件数は0件です。前年度の0件に比べ変動はありません。

(3) 電気火災事故

電気火災事故件数は、太陽電池発電設備において1件で、前年度の1件に比べ変動はありません。風力発電設備においては0件で、前年度の0件に比べ変動はありません。

(4) 電気工作物の破損等による物損事故

電気工作物の破損等による物損事故件数は、太陽電池発電設備において13件で、前年度の7件に比べ6件増加しました。風力発電設備においては0件で、前年度の1件に比べ1件減少しました。

(5) 主要電気工作物の破損事故

太陽電池発電設備における主要電気工作物の破損事故は283件（第1表）で、前年度の207件に比べ76件増加しました。事故発生電気工作物（第1図）は「逆変換装置又はインバータ」が最も多く、全体の約8割を占めています。以下、「太陽電池モジュール」、「支持物（架台）」と続きます。事故原因（第1図）は「保守不備－自然劣化」が全体の約7割を占めています。続いて、「自然災害」が全体の約3割を占め、その内訳は多い順で「風雨」、「氷雪」、「雷」、「水害」となっています。

⁴ 令和3年度の事故統計は、「令和3年度小出力発電設備の事故概要」として公表しています。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/set/R3_syosyutstryoku.pdf

風力発電設備における主要電気工作物の破損事故は1件（第1表）で、前年度の7件に比べ6件減少しました。事故発生電気工作物（第2図）は「風車」、事故原因（第2図）は「自然災害－風雨」となっています。

第1表 電気事故件数総括表

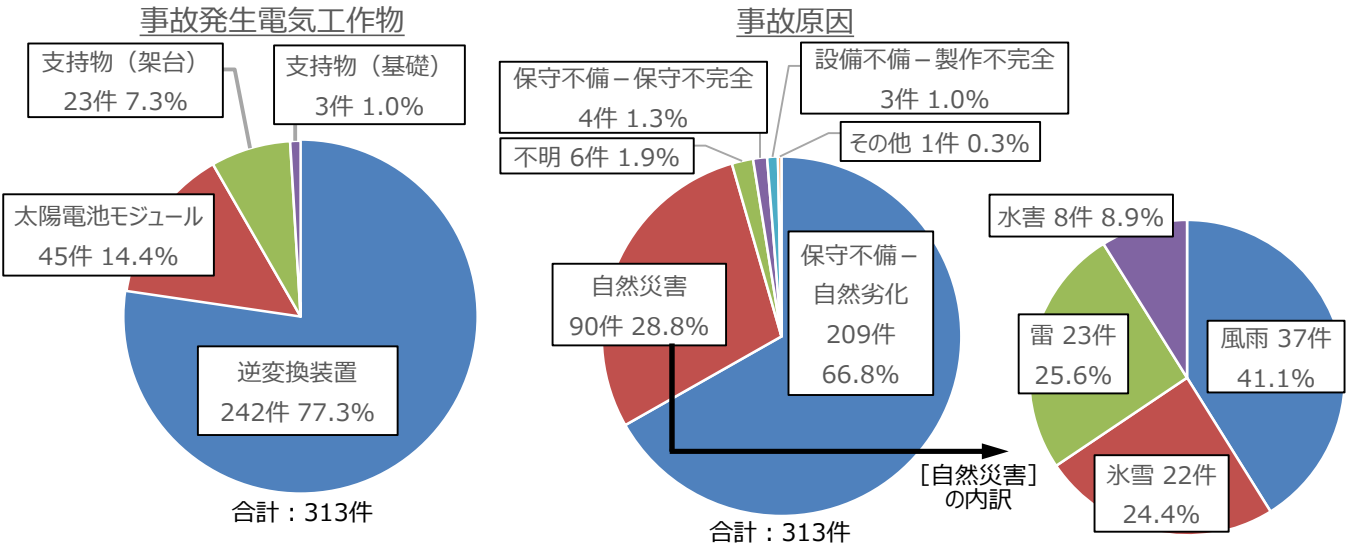
令和4年度 (小規模事業用電気工作物を設置する者)

事故の種類 (備考1) 事故発生箇所	死傷 (第1号)	電気火災 (第2号)	電気工作物の破損等による物損 (第3号)	主要電気工作物の破損(第4号)								事故 総件数 (備考2)	
				設備不備	保守不備	自然災害					その他の 事故、 不明等		小計
						風 雨	氷 雪	雷	水 害	山崩れ、 雪 崩			
太陽電池 発電設備	0	1	13	2	211	19	15	23	7	0	6	283	286
風 力 発電設備	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
計	0	1	13	2	211	20	15	23	7	0	6	284	287

(備考) 1 詳細ごとに対象となった事故の種類(該当号)をそれぞれ計上する。
2 一つの詳細が複数の事故の種類(該当号)に該当する場合には、それぞれの項目に計上するが、事故総件数には1件として計上する。

第1図 太陽電池発電設備の事故被害件数

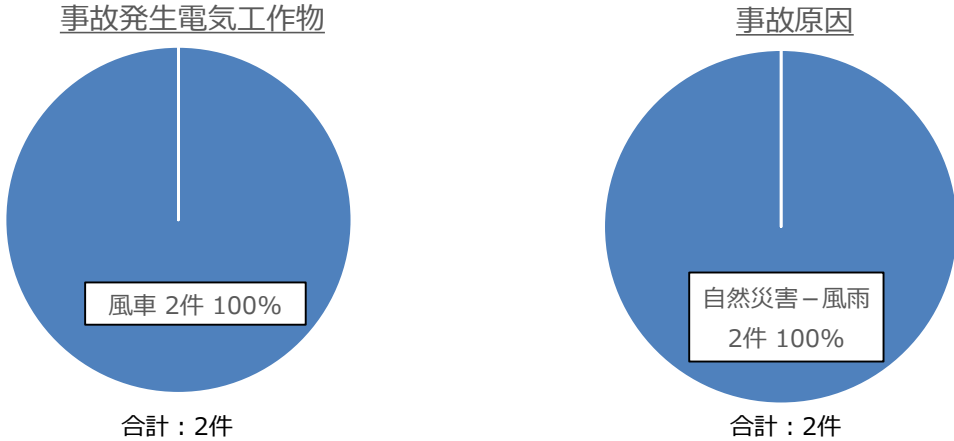
(小規模事業用電気工作物を設置する者)



(備考) 1 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず計上する。ただし、詳細に記載されているもののみとする。
2 一つの事故で複数の電気工作物が破損した場合には、それぞれの項目に計上するため、上図の合計は第1表の主要電気工作物の破損事故の小計と一致しない。

第2図 風力発電設備の事故被害件数

(小規模事業用電気工作物を設置する者)



(備考) 1 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず計上する。ただし、詳細に記載されているもののみとする。
2 一つの事故で複数の電気工作物が破損した場合には、それぞれの項目に計上するため、上図の合計は第1表の主要電気工作物の破損事故の小計と一致しない。